

中 華 人 民 共 和 国
青 島 輸 出 加 工 区 開 發 計 画 調 查
実 施 細 則

日 本 国 国 際 協 力 事 業 団

中 華 人 民 共 和 国 青 島 市 人 民 政 府

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

日 本 国 際 協 力 事 業 団
中 華 人 民 共 和 国 青 島 市 人 民 政 府

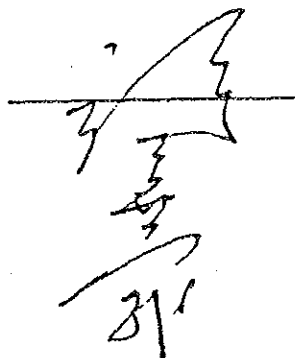
この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1988年3月29日

日 本 国
国 際 協 力 事 業 団
調 査 団 団 長
徳 重 辰 之 助

中 華 人 民 共 和 国
青 島 市 人 民 政 府
青 島 経 済 技 術 開 発 区 管 理 委 員 会 主 任
青 島 輸 出 加 工 区 開 発 調 査 協 調 組 組 長
許 善 義

徳重辰之助


許善義

日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき青島輸出加工区開発計画調査の実施を決定し、1988年3月29日、本計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は日本国において施行されている法律及び規則に従い本計画調査を実施する。

青島市人民政府は、中華人民共和国政府の本計画調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本計画調査の円滑な実施をはかる。

1988年3月29日、上記の口上書に基づき、国際協力事業団と青島市人民政府は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

- (1) 日本側は、日本国政府と中華人民共和国政府が協議した意見に基づき、中国側と協力して青島市に『製品輸出企業』と『先進技術企業』を主とする企業の誘致・育成に適する青島輸出加工区建設のための環境整備に資するため調査を実施する。

調査の実施にあたっては、

a. 調査の主たる対象地域及び計画を立案する地域は青島市経済技術開発区の輸出加工区とする。ただし、必要に応じ日中双方協議のうえ青島輸出加工区開発に密接に関連する地域も調査するものとする。

b. 青島輸出加工区の運営管理計画と投資促進のための制度・基盤の整備を中心として検討する。また、関連社会基盤（道路、鉄道、港湾、通信、エネルギー、用水、その他）に関する調査は、中国側の既存計画をレビューするにとどめ、必要に応じて既存計画の見直し等を中国側に勧告するものとする。

- (2) 日本側は本計画調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ技術移転を行う。

2. 調査の内容

- (1) 本計画の背景に関する調査
 - ①中国の経済開発及び工業開発政策
 - ②中国の経済発展における工業分野の役割
 - ③中国における輸出産業振興政策
 - ④青島市の工業開発の現状
 - ⑤青島市における輸出産業振興政策
- (2) 青島経済技術開発区の既存の開発計画の分析・検討
 - ①経済技術開発区開発の現状と将来計画
 - ②その他の経済技術開発区等との比較
 - ③前湾地区新港開発の目的と意義
 - ④青島輸出加工区の目的と意義
- (3) 青島輸出加工区への企業誘致促進策及び投資奨励策に関する調査
 - ①誘致活動の内容と制度の整備
 - ②誘致策及び投資奨励策の整備
投資条件、経営条件、輸出及び輸入に係る諸条件、外国為替に係る条件等
- (4) 青島輸出加工区への原料及び労働力の供給に関する調査
 - ①原料供給体系の整備
 - ②労働者の雇用に関する制度及び法律
 - ③労働賃金体系
- (5) 青島輸出加工区への企業の投資需要に関する調査
 - ①有望立地業種の選定
 - ②有望輸出対象製品の選定
 - ③輸出加工区への入居需要調査
 - ④入居企業審査基準の設定
- (6) 青島輸出加工区の運営・管理に関する調査
 - ①入居企業に対する各種便益
 - ②運営・管理のための制度の整備
 - ③運営・管理のための組織及び機能の整備
- (7) 青島輸出加工区の建設施設及び関連する社会基盤に関する調査
 - ①土地利用計画
 - ②管理棟及びその他共通の利用設備
 - ③公益設備
 - ④関連社会基盤の既存整備計画の見直しと提言

3. 調査期間及び工程

調査の期間は別表1のとおり1988年5月上旬から1989年4月下旬までのおおむね12ヶ月間とする。

日中双方は、本計画調査実施期間をできるだけ短縮するよう努力する。

4. 報告書

国際協力事業団は下記の日本語による報告書を青島市人民政府等に提出する。

(1) 着手報告書

提出時期：調査開始後1カ月以内

部数：30部

主な内容：調査実施内容の詳細と工程

(2) 中間報告

提出時期：現地調査開始後5カ月以内

部数：30部

主な内容：現地調査及び国内調査の中間とりまとめ

(3) 最終報告書案

提出時期：中間報告書提出後3カ月以内

部数：40部

主な内容：調査全体の結果

青島市人民政府は、本報告書受理後2カ月以内に意見を国際協力事業団に提出する。

(4) 最終報告書

提出時期：中国側からの意見提出後3カ月以内

部数：40部

5. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれらに係る全ての経費負担
- (2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の提供及び宿舎のあつせん
(但し、調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舎の無償提供)
- (3) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輛及び船艇等の手配
(但し、通常の方法で借上げが困難な車輛及び船艇等については運転手等を含め無償提供)
- (5) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- (6) 現地調査のために必要な諸許可の手続きの実施
- (7) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (9) 現地調査期間中の調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (11) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (12) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (13) その他軽微な資機材等一部の負担
- (14) 青島市以外の地域、すなわち山東省内の地域及び中国国内の山東省以外の地域で調査（本計画調査の実施に必要な視察、訪問）を実施する場合、青島市人民政府は責任をもって山東省対外経済貿易委員会及び中華人民共和国対外経済貿易部に協力を要請する。

6. 日本側がとるべき措置

日本側は調査に当って以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、宿泊費、旅費及び医療費等の経費負担（上記5(2)、(4)の中国側が負担する場合を除く。）
- (2) 日本から持ち込む資機材の日本から中国までの往復輸送費の負担
- (3) 上記4の報告書の作成

7. 本実施細則に定めていない事項については、本調査期間中両者協議して定めるものとする。

8. 本実施細則は、日本文及び中国文それぞれ2部ずつ作成され、同様の効力をもつものとする。日中双方は、日本文及び中国文をそれぞれ1部ずつ保持するものとする。

別表 1

調査期間及び工程（予定）

年	1988												1989				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5			
事前準備																	
現地調査																	
国内調査																	
中国報告書説明																	
最終報告書送付																	
最終報告書説明																	
最終報告書作成																	
最終報告書送付														▲			

■ 中国における作業 □ 日本における作業

中华人民共和国青岛
出口加工区开发计划调查
实施细则

中华人民共和国青岛市人民政府
日本国国际协力事业团

该实施细则须经

日本国国际协力事业团和

中华人民共和国青岛市人民政府同意

为准，并经下述两方签字确认有效。

日—本—国—

国际协力事业团

调查团团长

德重辰之助

德重辰之助

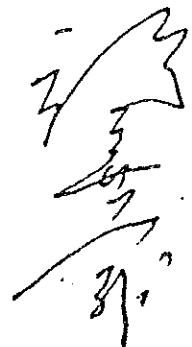
中华人民共和国

青岛市人民政府

青岛经济技术开发区管理委员会主任

青岛出口加工区开发调查协调组组长

许善义



日本国政府根据中华人民共和国政府的建议，决定为编制青岛出口加工区开发计划而实施调查，并于1988年3月29日就有关实施本调查计划的初步方案同中华人民共和国政府互换了照会。

由日本国政府指定的进行技术合作的实施机构——日本国际协力事业团将根据日本国的有关法律和规定实施此次计划调查。

青岛市人民政府作为中华人民共和国政府指定的执行机构，在依据中华人民共和国有关法律和规定进行调查的同时，能够协助国际协力事业团派遣的调查团圆满地完成此项计划调查。

1988年3月29日根据上述照会，日本国际协力事业团和青岛市人民政府就双方之间的合作内容、范围、调查日程以及两国政府应采取的具体措施等问题，制定了本实施细则。

1、合作的内容及范围

(1)日方根据日本政府和中华人民共和国政府协商的意见将在中方合作之下在青岛进行以主要吸引、培养“产品出口企业”和“先进技术企业”为目的的青岛出口加工区建设环境的调查。

为实施调查，双方同意：

a、此调查的主要对象、地域和该计划设计的区域是青岛经济技术开发区的出口加工区。必要的时候，经中日双方协商，也可对与青岛出口加工区开发地带紧密相连的其它地域进行调查。

b、研究制定青岛出口加工区的经营管理计划和以促进投资为目的的规定，并研究如何搞好基础设施。另外，对有关连的公共设施（公路、铁路、港湾、通讯、能源、供水及其它）的调查，只限于中国方面现有的计划，必要时可以向中国方面提出建议。

(2)在本计划调查实施期间，日方将对参加此调查的中方专业人员转让有关技术。

2、调查内容

(1)关于本计划背景的调查

- 1 中国的经济开发及工业发展政策
- 2 工业在中国经济发展中的作用
- 3 中国有关鼓励产品出口的政策
- 4 青岛市工业发展的现状
- 5 青岛市有关鼓励产品出口的政策

(2)青岛经济技术开发区现有开发规划的分析

- 1 经济技术开发区的建设现状及发展规划

2 与其它经济技术开发区的比较

3 前湾港开发的目的是意义

4 青岛出口加工区的目的和意义

(3)关于吸引、鼓励企业到青岛出口加工区投资的方法及优惠政策的调查

1 吸引投资的内容和有关制度的制定

2 吸引政策及投资奖励政策的制定，包括投资条件、经营条件、进出口方面的各种条件以及外汇汇兑条件等。

(4)关于向青岛出口加工区提供原料和劳动力的调查

1 原料供应渠道

2 招收工人的制度及有关的规定

3 工资制度

(5)关于向青岛出口加工区进行投资的企业所需要的调查

1 有发展前途的工业企业的选择

2 可出口产品的选择

3 进入出口加工区居住所需要的调查

4 进入加工区的企业的标准

(6)关于青岛出口加工区经营管理的调查

1 对在加工区投资的企业提供的方便条件

2 现有经营管理制度及其进一步完善

3 经营管理机构及其职能的进一步完善

(7)关于青岛出口加工区基础设施及有关配套设施的调查

1 土地利用计划

2 办公楼及其它服务设施

3 公共设施

4 有关基础设施现有规划的评估和建议

3、调查日期及进程

调查时间自1988年5月上旬开始至1989年4月下旬结束，共计12个月的时间（见附表一）。

中日双方表示愿通过共同努力，缩短实施计划调查的时间。

4、报告书

国际协力事业团向青岛市人民政府提出下列日文调查报告：

(1)初期报告

提出时间：调查开始后一个月内。

份数：30份

主要内容：调查的详细内容及进程。

(c) 中间报告

提出时间：现场调查开始后五个月内。

份数：30份

主要内容：现场调查及日本国内调查的初步总结。

(d) 最终报告的概要

提出时间：中间报告提出后三个月内

份数：40份

主要内容：全部调查结果。

青島市人民政府在收到本报告之后两个月内向国际协力专业团提出自己的意见。

(e) 最终报告

提出时间：中方提出意见后的三个月内

份数：40份

5. 中方应采取的措施

为顺利地进行现场调查，中方遵照中华人民共和国颁布实施的法律和规定采取以下措施：

- (1) 提供中方专家、工作人员和操作人员并承担其全部费用；
- (2) 提供现场调查所需要的作业场地和桌子、椅子等物品，并负责安排调查团成员宿舍（如在调查现场难以用租赁方法解决宿舍时，则由中方无偿提供宿舍）；
- (3) 无偿配备现场调查所需要的翻译人员；
- (4) 负责联系现场调查所需要的飞机、火车、车箱以及船舶等（如在调查现场难以用通常租赁方法解决车箱、船舶时，则由中方无偿提供交通工具和驾驶人员）；
- (5) 提供现场调查所需要的中国境内通信的电话设备，并承担其相应的费用；
- (6) 办理现场调查所需要的各种批准手续；
- (7) 提供调查所需要的信息和资料；
- (8) 允许日方将调查所需的资料从中国带回日本；
- (9) 负责为现场调查期间生病或受伤的调查团成员安排医院进行治疗；

(10) 保障调查团成员在现场调查期间的安全；

(11) 承担从日本带来的设备、仪器、材料在中国国内的运费；

(12) 负责办理从日本带进中国的设备、仪器、材料的进出关手续；

(13) 负责解决部分有关的、可能提供的设备、仪器、材料；

(14) 当日方需在青岛市所辖区域以外的中国境内其它地区调查时（即为实施该开发计划调查所必需的参观访问），由青岛市人民政府负责通过山东省对外经济贸易委员会或中国对外经济贸易部联系，协助安排。

6、日方应采取的措施

(1) 承担日方调查人员的技术费、往返机票、现场调查过程中的住宿费、旅行费和医疗费等（上述5(2)、(4)项规定中国方面负担的除外）；

(2) 负担从日本带来的设备、仪器、材料从日本运至中国入境的往返运费；

(3) 编写上述4规定的报告。

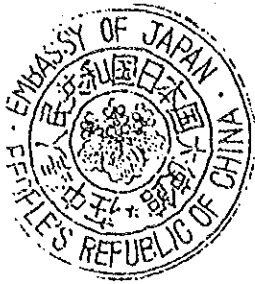
7、本实施细则的未尽事宜，应在调查期间由双方协商解决。

本实施细则用中文，日文两种文字写成，两种文本有同等效力。本实施细则正本一式两份，双方各执一份。

调查时间及进展表 (预计)

年	1988												1989				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5			
事前准备	□																
实地调查	□																
国内调查	□																
中期报告书说明																	
最终报告书送付																	
最终报告书说明																	
最终报告书作成																	
最终报告书送付														△			

□ 在中国网场调查 □ 在日本国内调查



(87)JC第92号

昭和62年10月27日

口 上 書

在中華人民共和国日本国大使館は、中華人民共和国国家科学技術委員会に敬意を表するとともに、()計画に関し、次の取極を提案する光榮を有する。

- 1 日本国政府は、日本国の関係法令に従い、中華人民共和国政府と協力して()計画の調査を実施する。
- 2 調査団の派遣にかかる双方の経費分担は次のとおりとする。
 - (1) 日本側は調査団員（以下「団員」と呼ぶ）の技術費、食費、渡航費、宿泊費、旅費（以下(2)の中国側が負担する場合を除く）、医療費のほか、日本より持ち込む資機材の購送費及び調査に必要な車両等の借上げ費（下記(2)の中国側が負担する場合を除く）を負担する。
 - (2) 中国側は団員のための事務所（作業室）及び通訳を無償提供するほか、中国側が提供する作業員及びカウンターパートの給与及び手当、調査用資機材並びに調査サイトにおける宿舍及び調査に必要な車両等であって通常の方法で借上げが困難なもの並びに実施取極において中国側の負担で実施する旨合意した作業にかかる経費について負担する。
- 3 (1) 中華人民共和国政府は、日本から団員に送金される手当を含む給与に対して所得税その他の租税を課さない。
- (2) 中華人民共和国政府は、団員の身回品及び団員が持ち込む業務に関係のある資機材に対して関税を免除し、かつ、資機材が中華人民共和国に到着した後の国内輸送費及びその他の費用を負担する。
- 4 中華人民共和国において任務執行中に発生した事故により団員に対して提出された賠償請求 (Claim)については、中華人民共和国政府が負担を負う。ただし、団員の重大な過失又は故意に基づき引き起こされた賠償請求を除く。

5 協力の内容、範囲及びスケジュール並びに協力を進めるに当たって両政府がとるべき措置の詳細については、別途日本側国際協力事業団と中華人民共和国側国家経済委員会との間で締結される実施細則 (Scope of Work) による。

6 両政府は、この取極から又はそれに関連して生じることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

在中華人民共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて中華人民共和国国家科学技術委員会に向かって敬意を表する。

中华人民共和国国家科学技术委员会
THE STATE SCIENCE AND TECHNOLOGY COMMISSION
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

(87) 国科外亚专字第 95 号

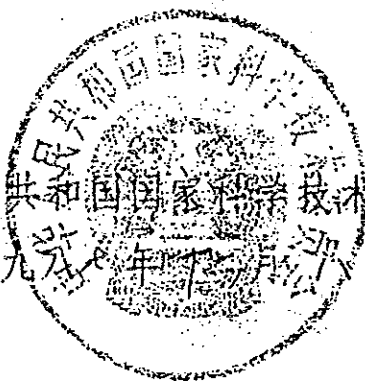
日本国驻华大使馆：

中华人民共和国国家科学技术委员会向日本国驻华大使馆致意，并谨就日本国驻华大使馆 (87) 第 92 号照会所提及的 国家经济委员会)

的建议荣幸地通知日本国驻华大使馆。中华人民共和国国家科学技术委员会接受日本国驻华大使馆的上述建议，并确认本照会及日本国驻华大使馆第 92 号照会即可成为两国政府间的一项协议。

顺致敬意！

中华人民共和国国家科学技术委员会
一九八七年十月八日



答礼宴団長あいさつ(抜粋)(1)

答礼宴を催すことにしたところ、董堯椿副市長、許善義主任をはじめ多数の方々においていただき、事前調査団一同喜んでおります。

.....

日本政府およびJICAは、本件調査を1988年度、すなわち1988年4月以降の一年間に実施する対中国経済協力のひとつと考えています。しかし、中国側が調査実施を非常に急いでいるので、事前調査団を1987年度内に派遣することとし、私どもが訪中したのです。

.....

事前調査が成功すれば、遅くとも5月中に本格調査団を派遣する予定です。

.....

言うまでもありませんが、JICAがあるプロジェクトを調査することと、日本政府がそのプロジェクトを調査することと、日本政府がそのプロジェクトの建設のために借款を供与すること、このふたつのことの間には直接の関係はありません。

しかし、実行可能な有望な調査結果を得れば、中国政府が国内資金や外国借款を用いて青島市政府を支援するかもしれません。

良い調査を行うためには、青島経済技術開発区の現状や輸出加工区の目標について、日本双方が共通の認識を持つ必要があります。

このためには、日中双方が卒直に見解を交換するとともに、中国側ができるだけ多くの関連資料を提供する必要があります。

卒直な見解の交換がないと調査の方向をあやまり、資料が少いと調査は内容のないものになります。

.....

青 島

1988.4.26

答礼宴団長あいさつ（抜粋）(2)

本日は、答礼宴に皆様をお招きしたところ、劉一民（対外経済貿易部外資管理局）局長、郭松年青島市市長をはじめ、多数の関係者が参加され、私たち事前調査団一同が喜んでおります。

.....

5月に開始される予定の調査における主役は、日本から派遣する本格調査団と青島市が組織した「出口加工区開発調査協調組」です。

この調査は新しいタイプの調査です。日中双方の主役は従来の発想を一新し、全く新しい心構えで仕事をする必要があると思います。

第1. 青島輸出加工区の調査の中味は、多数の具体的事実の収集とその分析、そしてこれを基礎とした具体的方策の立案です。従って、この調査には、永い日中双方の対話、通訳を介した忍耐強い意志のそ通が不可欠です。

第2. 調査にあたって、我々は青島市に多数の強力な競争相手が存在することを常に意識する必要があります。中国国内だけみても、北京市、大連市、天津市など極めて有力な競争相手がいます。また南方をみますと、広州市のように、法律や規則を極めて柔軟に解釈・運用して、三資企業を活発に誘致している競争相手がいます。

.....

中国内の競争相手に関連して、私は郭市長および許主任にふたつの提案をします。

第1は、本格調査団が青島市の競争相手である諸都市を調査する場合には、開発調査協調組の人員が積極的に参加することです。これは本格調査の完成に不可欠です。

第2は、.....

.....

外国の投資家は、青島を多数の投資候補地域の1つとしか考えていません。外国投資家が青島を選んでここに投資しなければならない必然的な理由、万人が納得する理由を青島市と本格調査団は創出しなければなりません。

皆さん、激しい競争に打勝つ条件を整備するためには、開発調査協調組と本格調査団は今まででない努力をしなければならないでしょう。

.....

北京

1988.3.29

关于建立青岛出口加工 基地的设想

对日本国帮助中国在青岛建设出口加工基地，对日本政府预备调查团的到来，我们表示热烈欢迎。

在青岛建设出口加工基地，是中日双方共同的意愿。这不仅有助于青岛发展对外经济技术合作，而且对继续发展双方的经济贸易关系，扩大中日两国的友好合作，增进两国人民的友谊，有着重要意义。青岛市对此抱着积极的态度，并在今年四月正式提出了要求日本国帮助青岛市进行出口加工基地建设的申请。

青岛是一个以轻纺工业、外贸港口、海洋科研和风景旅游为特色的沿海城市，也是全国十四个沿海开放城市、十五个经济中心城市、九个在国家计划中实行单列并享有省一级经济管理权限的城市和二十个工业总产值超过百亿元的城市之一，完全有条件建设一个兼具生产加工和出口贸易两种功能的出口加工基地。我们结合青岛社会经济发展的现状和前景规划，对在青岛建设出口加工基地提出如下设想。

一、在青岛建设出口加工基地的有利条件

(一) 青岛地理位置优越，自然气候条件良好。青岛市位于山东半岛西南端，东、南濒临黄海，西、北连接内陆，海岸线长达730公里。与日本国的海上最近距离仅为526海里。青岛市现辖五县一

市六区，全市总面积10654平方公里，其中老市区面积92平方公里，黄岛新市区面积152平方公里。全市总人口633万，其中老市区人口118.6万，黄岛新市区人口8.6万。青岛境内山峦延绵，丘陵起伏，平原开阔，河流纵横，有流域面积100平方公里以上的河流32条。青岛属火成岩地区，以断裂构造为主，历史上仅有微震、弱震记录，建筑地基条件优良。

青岛属季风大陆性气候，因受海洋环境影响，气候温和而又湿润，冬无严寒，夏无酷暑，四季宜人。年平均气温12.2摄氏度，冬季平均气温为0.3摄氏度，夏季气温为23摄氏度。

(二)工业基础雄厚，门类比较齐全。青岛工业以轻纺工业为主体，橡胶、化工、食品、饮料、电子、仪表、机械、冶金、建筑材料工业也比较发达。全市现有工业企业2636个，一九八六年工业总产值完成126.3亿元。

青岛纺织工业发展历史悠久，是国家重要的纺织工业基地，五十年代与上海、天津并称“上青天”。目前年产纱10万吨、布3.7亿米、印染布2亿米、丝织布670万米、呢绒布240万米，还有针复织品、服装等，门类齐全、花色品种繁多。产品出口额占全市出口总额的40%以上，占全省纺织行业出口总额的40%左右。青岛的饮料食品工业有着传统的优势，青岛啤酒、崂山矿泉水驰名中外，青岛“查当尼”干白葡萄酒在八七年六月法国波尔多举行的高级葡萄酒

国际博览会上，获优质银奖。还有崂山可乐、即墨老酒、青岛高粱饴、浓香花生油等全国名牌产品。橡胶工业产值居全国第三位，生产能力大、产品品种全。其中轮胎、夹布胶管、运输带、力车胎等产品获国家银质奖。青岛是全国十四个化工基地之一，酸、碱、盐、油漆、染料、农药等产品的生产都有较好的基础，纯碱、硅胶、海藻酸钠等产品获国家金质奖和银质奖。电子仪表工业发展较快，目前产值已占全省同行业工业产值的三分之一，生产20大类近300种产品，其中音响电机、电度表、黑白显象管、可控硅整流元件、高温线性集成电路、仪表磁钢、高频头、计数器等基础产品的性能达到了国际先进水平。家电产品中的彩色电视机、电冰箱、电冰柜、洗衣机、空调器等在国内市场深受欢迎，并开始销往国际市场。我市生产的“琴岛——利勃海尔”四星级电冰箱，在世界卫生组织举办的第二届医用电冰箱招标中，以其优良的性能和质量一举中标。机械工业，已经形成由机车、汽车、拖拉机、造船、纺织机械、铸造机械、锻压设备、食品通用机械、农业机械、机床、电工设备、基础件、标准件等十几个行业组成的较完整的体系。其它如冶金、造纸、建材等行业，近年来也有较大发展。

青岛雄厚的工业基础可成为未来出口加工基地的有力依托。齐全的工业门类，可适应出口加工基地多行业生产加工、装配的需要，并能提供材料、设备、技术力量等多方面的支持。

(三) 经济背地广阔, 各种资源丰富。青岛地区经济资源比较丰富, 其中矿产资源有黄金、石墨、石英玻璃砂、大理石、花岗岩等近30种。地热资源有即墨东温泉, 水温30—60摄氏度, 分布面积10余公顷, 建有温泉休养院。青岛农副土特产品资源也比较丰富, 主要有小麦、玉米、花生、棉花、水果、蔬菜和鸡、兔、猪、羊、牛等。沿海水产资源众多, 有鱼、虾、贝、藻和海珍品等。青岛现有耕地758万亩, 林地194万亩, 沿海滩涂56.3万亩(已开发利用15.7万亩), 浅海水面86万亩(已开发利用9.2万亩)。青岛市一九八六年农业总产值为25亿元, 粮食总产量255.6万吨, 花生总产量44.3万吨, 蔬菜总产量143.5万吨, 果品总产量20.7万吨, 猪、羊、牛肉总产量11万吨, 水产品总产量14.4万吨。

青岛市所在的山东省, 是我国东部沿海资源丰富的省份之一, 有石油、煤炭、天然气等能源资源和近百种矿产资源以及丰富的农副海产品资源。黄金、金刚石、大理石、花岗岩、石墨等居全国第一位; 石油1986年产2950万吨, 居全国第二位; 原煤(1986年产5100万吨)、铁矿石、钴、铝土矿等20多种在全国居前十位。山东也是我国重要的粮、棉、油料、水果、桑蚕、柞蚕生产基地和渔业、盐业基地, 一九八六年产粮食3250万吨。棉花94.1万吨(占全国的四分之一)、花生204.7万吨(居全国首位)、水产品91万吨(居全国第三位)、盐225.7万吨。山东省良好的资

源条件，可为青岛出口加工基地提供丰富的原材料和半成品，并可为在基地设立多行业的加工企业提供有利条件。

（四）以港口为枢纽的内外交通发达，城市各项服务配套设施正在得到改善。青岛港位于主要铁路干道和公路要道的联结点，海运、铁路、公路、航空、管道五种运输方式并存，形成了对内沟通全国、对外连接世界的立体交通网。青岛港水深域阔，终年不冻不淤，是我国第四大港。现有码头9座，泊位55个，其中万吨级以上泊位22个。一九八六年港口吞吐量为2854万吨，居全国第四位。青岛远洋运输公司是我国最大的散装货运公司，拥有万吨级以上货轮52艘，航行于世界53个国家和地区的230多个港口。青岛民航现有通往北京、上海、大连、沈阳、南京、广州、济南、郑州、西安的航线，并将开辟国内新航线和国际航线。青岛是胶济铁路的终端，现有直达北京、沈阳、通化、上海、武汉、兰州、西宁、徐州、济南、烟台等地的旅客列车，胶济铁路复线工程已基本完工，运输能力成倍提高。青岛的公路四通八达。青岛老市区至黄岛的轮渡已于去年通航。“七五”期间，还将建成胶州市至黄岛区的铁路，使我市尤其是开发区的对外交通运输更为畅通。还要建成长达90公里的老市区至黄岛区的环海快速公路，届时黄岛至流亭机场的距离将缩短为64公里。

近几年，我市为适应对外开放的需要，加快了城市基础设施和各项服务配套设施的建设。正在扩建的黄岛油码头，一九八八年竣工后

将形成年输油3000万吨的能力。一九八六年十二月动工兴建的青岛前湾新港第一期工程，有深水泊位6个，年吞吐能力为1700吨，将于一九九一年建成。第二期工程达到4000万吨。过去制约我市经济发展的水、电、通讯、机场等设施，正在抓紧完善。流亭机场扩建工程已经完成，目前可起降波音707和MD-80等级别的飞机和减载的波音747飞机。盲降等电子导航仪和灯光设施均已安装完毕并交付使用。通讯方面，3.1万门程控电话交换机已部分开通使用，并着手开展国际长话直拨业务。“引黄济青”引水工程已于去年四月破土动工，计划于一九八九年竣工，市区日供水量将增加30万吨。黄岛电厂扩建两台20万千瓦发电机组的工程，将于今年九月动工建设，到一九八九年有一台可以发电，将使青岛市的电力装机容量从现在的35万千瓦增加到55万千瓦。其它城建方面的基础设施也正在进行全面改善。

（五）青岛的科学技术力量雄厚，文化教育事业比较发达。全市有专业科研机构105所，各类科技人员10万多人。青岛是国家海洋科研学术交流的中心，中国科学院海洋研究所等国家和山东省的15个海洋科研机构设在这里，还有培养海洋科技人才的全国重点大学海洋学院，云集了许多闻名中外的海洋科学家。全市现有各类学校3500多所，在校学生103万人，其中有各类大专院校14所，在校学生2.7万人。“六五”期间，全市取得重要科技成果2439项，

其中34项接近或达到国际先进水平，444项达到国内先进水平。

(六) 青岛是一座依山面海、风景秀丽的海滨城市，是中外著名的旅游避暑胜地。有前海海滨、崂山等国家重点风景名胜区和众多的历史文化遗迹，还有许多沙质优良、水清波平的海水日光浴场。市区既有现代高层宾馆、饭店，又有幽雅别致、建筑风格各异的花园式别墅。每年都有数百万中外宾客前来旅游、休养、度假。在青岛工作的外籍人员，可以得到比较好的居住条件和休息、游玩的场所。下一步，我市还将根据外籍人员的不同爱好和需要，增设部分娱乐和体育锻炼的场所和设施。青岛的医疗条件也比较好，共有医院、诊所1540所（市区937所），医院床位12418张，医务工作人员16051人（其中医师4407人）。市立医院设有专为外籍病员治疗服务的病房。

(七) 几年来在对外开放，开展对外经济技术合作与交流中，我们已取得了较好的成绩，积累了经验，为创办出口加工基地打下了良好的基础。

自八四年我市进一步对外开放到今年六月底，我市共对外成交利用外资、引进技术设备项目434项，总成交额5.6亿美元。其中，利用外资项目114项，成交额3.2亿美元；引进技术项目320项，成交额2.4亿美元。在114个利用外资项目中，中外合资、合作经营企业42个，成交额2.34亿美元，外商直接投资1.15亿

美元，占成交额的49%。中日合资、合作经营企业有7个，成交额659.3万美元，日商直接投资277万美元。目前，在已签订合同的42家中外合资、合作经营企业中，已有17家投产开业。

与此同时，我市还在胶州湾西岸的黄岛区境内，兴办了经济技术开发区。开发区规划面积为15平方公里，计划分三个阶段进行开发建设。第一阶段：1985—1990年，建设范围2平方公里；第二阶段：1991—1995年，建设范围达到4—6平方公里；第三阶段：1996—2000年左右，建设范围达到15平方公里。开发区要以老市区工业基础为依托，主要利用外资，引进先进技术，兴办技术、知识密集型的中外合资、合作和外商独资企业，发展高精尖、高增值、高效益的产品。同时，还要兴办劳动密集型的出口加工企业。要重点发展电子、仪表、轻工、食品、纺织、服装、精细化工工业和海洋开发技术。规划到1990年，开发区要形成一个有50个以上企业的、以出口为主的新型工业区。规划到本世纪末左右，建成一个区域规模为15平方公里，工业规模为300—400个企业，年产值40亿元、利税13亿元左右，出口总额20亿元左右，生产技术水平达到当时国际水平的现代化新型工业区。

开发区规划工业用地420公顷，仓储用地100公顷，行政、商业、金融、贸易中心区用地160公顷，文教、科研区用地52公顷，生活居住区340公顷，公园绿地140公顷。工业用地约占开

发区总面积的 27%。

开发区自一九八五年三月开工以来，已在 2 平方公里范围内进行了基础设施和 13.9 万平方米的工业厂房、仓库、宾馆、综合办公大厦以及 2.1 万平方米的职工宿舍等地面建筑的施工。目前，首批建设项目进入收尾，工业厂房等已交付使用，投资环境基本形成。在开发区投资兴办的中外合营企业，已签合同的有 11 个；国内联营企业已签合同的有 19 个，开发区自营企业 7 个。现有 10 个企业开业投产或试生产。中日合资的青岛广濛塑料制品有限公司已于今年六月开始试生产。为鼓励国外客商到开发区投资兴办企业，开发区还实行比老市区更为优惠的政策，如规定降低在开发区内生产性的外商投资企业的企业所得税税率、免征地方所得税、免征外商分得利润汇出税和土地使用费更为低廉等等。

去年十月，我国政府公布了《关于鼓励外商投资的规定》，我市也制订并发布了《实施办法》，并抓紧了贯彻落实。同时，为改善投资环境，提高办事效率和服务水平，我市在沿海开放城市中首先成立了外资工作领导小组及其办公室，在利用外资方面实行一个“窗口”对外，方便了外商前来投资。目前我市规定，凡外商前来投资，从开始立项到最后审批合同、章程，要在七十天之内完成。从前段时间看，绝大多数项目达到了这个要求，有的项目在不到三十天的时间内就办完了审批手续。今后，我市仍将继续努力为外商创造一个适宜于投资

办厂的良好环境。

二、关于办好出口加工基地的设想

(一) 出口加工基地的选址。经有关方面反复研究，提出要选在青岛经济技术开发区。我市经济技术开发区现已开发2平方公里。在这里建立出口加工基地，有以下有利条件：(1) 与老市区隔海相望，海上最短距离为2.26海里，已通航的轮渡单程航行只需30分钟。距青岛的经济腹地近，所需原材料供应方便。(2) 交通运输条件良好。距黄岛前湾港首期工程码头约11公里，有集装箱码头可供使用。明年开工修建的胶黄铁路线就在其西侧。公路四通八达，规划修建的环海公路也从其西侧通过。青岛市已计划在开发区附近修筑直升机场，开辟与流亭民航机场的短途航线，空中时间约10—15分钟。并计划修建青岛老市区至黄岛区的跨海大桥或海底隧道，使青岛至黄岛的交通更为便捷。(3) 该区已投资1.4亿元，2平方公里范围内的基础设施已基本建成。3.5万平方米的厂房、1.56万平方米的仓库以及职工宿舍、办公用房等已交付使用。日供水已达2万吨，今年十一月即可形成11万千瓦的供电能力。2000门的程控电话，明年上半年即可开通。出口加工基地设在这里，可达到投资少、收效快的目的。(4) 距薛家岛旅游开发区只有3公里，这里风景优美，空气清新，还有长三公里、宽200米的天然大沙滩，是发展旅游和游乐的理想场所。

(二) 关于在出口加工基地发展行业的重点，应与我市工业发展的长远规划相吻合，把重点放在轻纺、电子、机械、精细化工、橡胶等行业上，区内举办的企业，应是先进技术企业、产品出口企业。我们也希望外商根据各自的需要前来举办一些污染轻、耗能低的企业。举办企业的形式可以多种多样，外商独资经营和中外合资、合作经营以及来料加工、来样加工、来件装配、补偿贸易等形式都可以。

(三) 关于出口加工基地的优惠政策。出口加工基地必须通过严格的立法程序来制订各项有利于吸引投资的优惠政策措施，用法律形式保障投资者的合法权益，坚持以法治区。具体的优惠政策和措施的内容，欢迎日本方面提出意见供我们参考。

(四) 关于出口加工基地的管理机构和管理方式。目前，我市经济技术开发区设有管理委员会，是市政府的派出机构，拥有政府行政机构的充分权力，可以承担出口加工基地的管理任务。在管理方式上，要借鉴国际上的方法和经验。

三、对日本方面的希望

(一) 为帮助我国建设出口加工基地，前段时间日本方面已经做了不少工作，我国政府已正式决定在青岛建设，青岛市有关部门也相应地做了一些准备工作。我们希望日本政府及早作出具体安排，青岛市也好及早做一些必需的实质性准备。

(二) 希望及早进行对建设出口加工基地的正式调查工作。为搞

好这次调查，青島市人民政府确定由许善义副市长亲自抓这件事，并已成立了由各方面人员组成的专门班子配合日本专家实施。关于正式调查的日程、内容和方式，希望在这次预备调查中能够商定。

（三）建设出口加工基地所需资金，希望日本方面给予大力支持，提供政府贷款或日本国其他方面的条件优惠的贷款。

因我们缺乏建设出口加工基地的经验，提出以上设想供讨论时参考。我们十分愿意听取代表团的意见和建议。

「青島輸出加工基地建設の構想」

日本の協力で中国の青島に輸出加工基地建設に対する日本政府の預備調査団の訪問を心より歓迎する。

青島に輸出加工基地を建設することは、中日双方の願いである。青島の発展に対し、対外的に経済技術協力のみならず、双方の経済貿易関係をひきつづき発展させ、中日両国の友好的協力関係を拡大し、両国人民の友情を増進させる大きな意義を持っている。青島市はこれに対し積極的な態度で、今年4月正式に日本に青島市輸出加工基地建設への協力を要請した。

青島は軽工業、紡績工業の外国貿易の港であり、海洋科学研究と、景色のよい観光地として特色のある沿海都市である。また全国14の沿海開放都市の一つであり、15の経済中心の都市でもある。そのうち9つは国家計画で単列が実施され、青島は省一級经济管理権を与えられ、工業総生産額が100億元を超える都市の一つでもある。完全に生産加工と輸出貿易の二つの機能を持つ輸出加工基地建設の条件をそなえている。我々は青島の社会経済発展の現状と、今後の見通しを結合させ、青島の輸出加工基地建設に対する構想は以下の如くである。

1. 青島の輸出加工基地建設の有利な条件

(1) 青島の地理的位置はよく、自然気候条件にも恵まれている。青島市は山東半島西南端に位置し、東南は黄海に面し、西北は内陸に連っている。海岸線は730kmの長さがあり、日本の海上最短距離は僅か526海里である。青島市は現在5つの県、1市、6区を管轄しており、全市の総面積は10,654平方キロ、そのうち旧市街区の面積は92平方キロ、黄島新市街区面積は152平方キロである。全市の総人口数は633万人、そのうち旧市街区の人口は118.6万人、黄島新市の人口は8.6万人である。青島境内は山岳が連らなり、丘陵は起伏し、平原は広広とし、河川は縦横に流れ、流域は100平方キロ以上で、河川は32本ある。青島市は火成岩地区に属し、主として断裂構造で、過去微震、弱震の記録があるのみで、建築の地盤条件は優良である。

青島の気候は大陸性気候に属し、海洋環境の影響を受け、気候は温暖でうるおっており、冬は厳冬期がなく、夏は酷暑がなく、四季よい気候である。年間平均気温は12.2℃で冬季の平均は0.3℃、夏季は23℃である。

(2) 工業基盤は厚く、業種はかなり揃っている。青島の工業は軽紡工業が主であり、ゴム、化学工業、食品、飲料、電子、計器、機械、冶金、建築材料等の工業も発達している。全市では現在2,636ヶ所の工業企業があり、1986年工業総生産高126.3億元をまっとうしている。

青島の紡績工業の発展は悠久な歴史があり、国家の重要は紡績工業の基地となっている。50年代より上海、天津と並び、上、青、天、と称せられるようになった。現在、薄絹の

年生産高は10万トン、布3.7億米、印染布2億米、絹織布670万米、ナイロン布240万米、他にニット織物、服装等業種は揃っており、模様、種類は沢山ある。製品の輸出額は全市の輸出総額の40%以上を占め、全省の紡績業の輸出総額の約40%を占める。青島の飲料、食品工業は伝統的に秀でており、青島ビール、崂山ミネラルウォーターは国内外に名を馳せ、青島の「サタンニー」白ブドウ酒は87年6月、フランスのボルドーで高級ブドウ酒の国際博覧会上銀賞を獲得した。又崂山のコーラー、即墨老酒、青島高粱酒、濃香落花生油などは全国のブランド商品である。ゴム工業の生産高は全国第3位で、生産能力は大きく、製品の種類は揃っている。そのうちタイヤ、textelite Pire（布入りホース）、ベルトコンベアー、力車胎（荷重タイヤ）等の製品は国家の録貨賞を獲得した。青島は全国14の化学工業の基地の一つで、酸、アルカリ、塩、ベンキ、染料、農薬品の製品の生産はかなりよい基盤があり、純アルカリ、シリカゲル、海草酸ナトリウム等の製品は国家の金賞、銀賞を受けた。電子計器工業もかなり迅速に発展しており、現在生産高はすでに全国の同業の工業生産高の3分の1を占め、20の大きな種類のものから300近い種類の製品を生産し、そのうち、音響機械、電気メーター、黒白ブラウン管、SCR、高温線性集積回路、マグネチックスティールメーター、H、F、計数器等基礎製品の性能は国際的ハイレベルに達している。家庭用電気製品中、カラーテレビ、電気冷蔵庫、電気アイスボックス、洗濯機、空調機等は国内市場に非常に人気がある。青島市の生産する「琴島——利勃海」印の四星クラスの電気冷ぞう庫は、世界衛生組織の行なった第2次医学用電気冷ぞう庫の入札で、優良な性能と品質で一挙に落札された。機械工業はすでに、機関車、自動車、トラクター、造船、紡績機械、鑄造機械、プレス設備、食品共用機械、農業機械、工作機械、電気工業設備、基礎部品、標準部品等10数種の業種がかなり整った体系を組み立てている。その他冶金、製紙、建築材料の業種も近頃かなり発展している。

青島の底力のある工業基礎は将来輸出加工基地として力を依託することができる。整った工業業種は、輸出加工基地の多業種の生産加工に適応でき、下請けの需要、材料、設備、技術力など多方面の支持を得られる。

- (3) 経済後進地は広大で、各種の資源は豊富である。黄島地区の経済資源はかなり豊富で、そのうち礦産資源には黄金、石墨、石英ガラス砂、大理石、花崗岩等30種近くがある。地熱資源には墨東温泉があり、水温は30～60℃、分布面積は10余ヘクタールで、温泉保養所がある。青島の農業副製品の資源もかなり豊富で、主として小麦、とうもろこし、落花生、棉花、果物、野菜、鶏、兎、豚、羊、牛等がある。沿海水産品の資源も非常に多く、魚、エビ、貝、海草、海彦珍味等がある。青島の現在の耕地面積は758万ムーで、林地は194万ムー、沿岸砂地は56.3ムーである。（すでに15.7ムーは開発して利用されている）浅海水面は86万ムー（既に開発し9.2万ムー利用されている）である。青

青島市は1986年農業総生産額は25億元、糖食総生産量255.6万トン、落花生総生産量44.3万トン、野菜総生産量143.5万トン、果物総生産量20.7万トン、豚、羊肉総生産量11万トン、水産品総生産量14.4万トンである。

青島市は山東省に所在し、山東省は我が国東部沿岸の資源の豊富な省の一つである。石油、石炭、天然ガスなどのエネルギー資源と100種類近い礦産資源及び豊富な農業副製品資源がある。黄金、金剛石、大理石、花崗岩、石墨等は全国第1位で、石油は1986年、年産2950万トンで全国第2位である。塊炭(1986年年産5100万トン)、鉄鉱石、クロム、鋁土礦(アルミ鉱土)等20数種は全国10位以内にある。山東も我が国の重要な糖食、棉、油料、果物、桑蚕、山まゆ等の生産基地であり、漁業、塩業の基地でもある。1986年の生産量は糖食3250万トン、棉花94.1万トン(全国の4分の1を占める)、落花生204.7万トン(全国第1位)、水産品91万トン(全国3位)、塩225.7万トンである。山東省は良好な資源条件を持っており、青島輸出加工基地に豊富な原材料と半製品を提供できる。又基地に建設する多くの業種の加工企業に有利な条件を提供することができる。

- (4) 港をターミナルとして内外の交通を発達させ、都市の各プロジェクト関連施設を改善中である。青島港は主要鉄道幹線と道路との連結点に位置し、海運、鉄道、道路、航空、パイプの5種類の運輸方式を併存させ、内は全国に通じ、外には世界につながる立体交通網を形成している。青島港の水深域は広く、年中凍結せず、泥でふさがることなく、我が国の4番目の大きな港である。現在9つの埠頭と55のバースがあり、そのうち万トン級以上のバースが22ある。1986年の港の取り扱い量は2854万トンで、全国第4位である。青島の運洋運輸会社は我が国最大のバラ積み会社で、万トン級以上の貨物船52隻を持ち、世界53ヶ国と、地区の230余りの港を運行している。

青島の民航は現在北京、上海、大連、沈陽、南京、広州、済南、鄭州、西安に通じる線があり、将来は国内の新航線と国際航線を開く予定である。青島は済鉄道の終点であり、現在直接北京、沈陽、通貨、上海、武漢、蘭州、西寧、徐州、済南、煙台等の列客列車が通じている。膠済鉄道の復線工事も基本的には完了し、運輸能力は倍増する。

青島の道路は四方八方に通じている。青島旧市街区から黄島へのフェリーも昨年既に通じた。第7次五ヶ年計画期間中に膠州市から黄島区までの鉄道を建設すると、我が市の、とりわけ開発区の交通輸送は更に便利になる。また90キロメートル長さの旧市街区から黄島区までの港湾高速道路が出来ると、黄島から流亭飛行場までの距離は64キロに短縮される。

この数年来、青島市は対外開放の需要に応じ、都市のインフラと関連サービス施設の建設のピッチを上げている。現在黄島石油埠頭の拡張工事を行っており、1988年に竣工

するが、その後は年間輸送石油3,000万トンの能力になる。1986年12月に着工始めた青島前湾新港第一期工事は深水バース6,年間取り扱い量1,700トンで、1991年に完成する。第二期工事では4,000万トンに達する。過去青島市の経済発展に制約のあった水、電気、通信、飛行場等の施設は現在改善中である。流帝飛行場の拡張工事も既に完成し、現在ボーイング707とMD-80クラスの飛行機と減載のボーイング747の飛行機が昇降できる。計器着陸等電子誘導飛行装置と灯光施設はすでに取り付けが終り使用できる。通信方面では3.1万回線のプログラム・コントロール電話交換機は既に部分的に通じて使用出来、国際長距離直通電話の開設に着手している。「引黄济青」(黄河を済南、青島に引く)の引水工事は昨年4月に着工し、1989年竣工の計画で、市街区に毎日洪水できる量は30万トンに増加する。黄島電力工場の2台の20万ワットの発電機の拡張工事は今年9月より着工し、1989年には1台が発電できるようになる。将来青島市の電力装置の容量は現在の約35万キロワットから55万キロワットに増加する。その他都市づくりのインフラ建設も全面的に改善中である。

(5) 青島の科学技術の力量は厚く、文化教育事業もかなり発達している。全市には専門の科学研究機関が105ヶ所、各種科学技術人員は10万人以上いる。青島は国家海洋科学研究学術交流の中心であり、中国科学院海洋研究所等国家と山東省の15の海洋科学研究機関がここに設けられている。更に海洋科学技術人材養成とする全国重点大学の海洋学院があり、著名な中国内外の海洋科学家が集っている。全市には各種学校が3,500以上あり、在校生数103万人、そのうち各種大学、専門学校14校に在籍数は2.7万人である。第6次5ヶ年計画期間中に全市で重要な科学技術の成果を得たプロジェクトは2,439項あり、そのうち34項は国際先進レベルに近いが、又は到達しており、444項は国内の先進レベルに達している。

(6) 青島は山あり海あり、風光明媚な海洋都市で、国内外共に有名な観光、リゾート地である。前海海浜、崂山等は国の主な風景名勝区と数多くの歴史文化の遺跡があり、数多くの砂質のよい、美しい穏かな海水日光浴場がある。市街区には近代的な高層ホテル、レストラン、別荘がありそれぞれ異った花園式の風格のある建築物である。毎年数百万の内外の旅行者が、観光、休養、休暇などにやってくる。青島で仕事をしている外国人はかなりよい居住条件、保養、レジャーの場所を得ることができる。更に青島市は、外国人のそれぞれの好みと必要に合わせ、レジャー、体育トレーニング等の場所と設備を増設するつもりである。

青島の医療条件もかなり良く、病院、診療所は1,540ヶ所(市街区937)病床は12,418床、医療従事者16,051人(そのうち医師4,407人)である。市内の病院には専門に外国人の病人の治療サービスを行なう病院も持っている。

(7) ここ数年来、対外開放で対外経済協力と交流を展開し、かなりよい成績を取得し、経験を積み、輸出加工基地としてのよい基盤をつくり出した。

84年より青島市は更に対外開放を今年の6月末迄に進め、我が市の対外的な外資利用プロジェクトと技術設備導入プロジェクトが成立したのは全部で434頭、総取引額5.6億ドルである。そのうち外資利用プロジェクト114項、取引額3.2億ドル、技術導入プロジェクト320項、取引額2.4億ドルである。114の外資利用プロジェクトの中で、内外合弁、合作経営企業は42、取引額2.34億ドル、外国企業の直接投資額1.15億ドルで取引額の49%を占める。中日合弁、合作経営企業は7つあり、取引額659.3万ドルで、日本企業の投資投資額は277万ドルである。現在既に契約が成立した42の中外合弁、合作経営企業中、17企業は生産過程に入り、開業を始めている。

これと同時に青島市は膠州湾西岸の黄島区境内に経済技術開発区を設けた。開発計画面積は15平方キロとし、計画は三つの段階に分けて開発建設を進める。第一段階は、1985～1990年、建設範囲は2平方キロ、第二段階は1991年～1995年、建設範囲、4～6平方キロ、第三段階は、1996年～2000年位、建設範囲は15平方キロに達する。

開発区は旧市街区の工業基盤を頼りに、主として外資を利用、先進技術と、技術、知識集約型の内外合弁、合作、独資企業を導入し、高精鋭、高増価、高効果の製品を発展させる。同時に、労働集約型の輸出加工企業を行なう。電子、計器、軽工業、食品、紡績、服装、精密化学工業、海洋開発技術等を重点的に発展させる。計画は1990年までに、50以上の企業からなる輸出指向の新型工業区としたい。今世紀末位までに、15平方キロを建設し、工業規模は300～400企業、年間生産額40億元、納税額約13億元、輸出総額約20億元、生産技術のレベルはその当時の国際レベルに達する近代的新工業区にする計画である。

開発区の計画する工業用地は420ヘクタールで、倉庫用ストック団地100ヘクタール、行政、商業、金融、貿易センター等の用地160ヘクタール、文教、科学研究用地52ヘクタール、生活居住区340ヘクタール、公園緑地140ヘクタールである。

工業用地は開発総面積の約27%を占める。

開発区は、1985年3月着工以来すでに2平方キロ範囲内のインフラ整備と、13.9万平方メートルの工業工場建物、倉庫、ホテル、オフィスビル及び2.1万平方メートルの職員宿舎等の地上建設を進めている。

現在最初の建設プロジェクトは終りの段階に入っており、工業工場はすでに受け渡し使用されており、投資環境の基本を形成している。開発区で投資する内外合弁企業は既に契約が成立したもの11件、国内連合企業で契約済みのもの19件、開発区の自営企業が7

件ある。現在ある10件の企業は開業し生産に入ったものや、試運転中のものがある。中日合弁の青島広瀬ビニール製品有限公司は既に今年6月に試運転を始めた。国外の商人が開発区に投資と企業を行うことを奨励する為、開発区は旧市街区より更に優遇政策を実行し、開発区内の生産的な外国投資企業の所得税率の引き下げ、地方所得税の免除、外国企業の得た利潤の納税と土地使用料は更に低価にする等である。

昨年10月、我国政府は(外商投資奨励に関する規定)を公布し、青島市も「実施方法」を制訂發布し、徹底的にやることになった。同時に投資環境を改善し、事務の効率とサービスをレベルアップし、青島市の沿岸開放都市の中にまず外資工作指導グループとその事務室を成立させ、外資利用方面の一つの窓口として対外的外商が投資をするのに便宜を計るようにする。目前青島市では、すべての外国企業が投資する時、始めプロジェクトを決めてから、最後の許認可、契約、規定まで約70日で完成するよう規定している。過去の例をみると絶対多数のプロジェクトはこの要求を達成しており、あるプロジェクトは30日足らずで許認可手続が終っている。今後も青島市は、外国企業が投資するにふさわしいよい環境づくりに努力してゆく。

2. よき輸出加工基地をやる為の構想

(1) 輸出加工基地の場所の選定。

これは関係方面と検討の結果、青島経済技術開発区におくことにした。青島市の経済開発区は現在2平方キロある。ここに輸出加工基地を建設することは次のような有利な条件がある。

- ① 旧市街区と海をへだてて海上最短距離は僅か2.26海里で、既にフェリーが通じており、片道30分である。また青島の経済後背地に近く、必要な原材料の調達に便利である。
- ② 交通輸送の条件がよい。黄島前湾港の第一期工事の埠頭からの距離は約1.1キロで、コンテナ埠頭として使用できる。来年建造が終る胶黄鉄道線はその西側にある。道路は四方八方に通じ、建設計画をしている湾岸道路もそこから西側を通る。青島市はすでに開発区附近にヘリポートをつくることを計画しており、そこと流率民航飛行場との飛行距離は約10～15分である。又青島旧市街区から黄島区まで海上大橋又は海底トンネルを作り、青島から黄島までの交通の便宜を計る計画である。
- ③ 当地区への投資は既に1.4億円で、2平方キロ範囲内のインフラ整備は基本的には完成している。3～5万平方メートルの工場用建物、1.56万平方メートルの倉庫、及び職員宿舎、事務所等はすでに交付し使用されている。毎日の給水量は2万トンで、今年11月には11万ワットの電力が供給できるようになる。2,000ラインバスの電話は

来年の上半期に開通する。輸出加工基地をここに設けることは、投資額が少なくても、回収を速みやかにさせることが目的である。

- ④ 薛家島観光開発区からは僅か3キロであるが、この風景は美しく、空気は清浄で、3キロの長さ、巾200メートルの天然の大砂浜があり、観光とレジャーに理想的な場所である。

(2) 輸出加工基地の発展に関する重点的業種について

基地と青島市の工業発展を長期的な計画で組み合わせ、ポイントを軽工業、紡績工業、電子、精密化学工業、ゴム等の業種におき、区内でやる企業は先進技術企業、製品輸出企業とする。我々も外国企業が汚染の少ない、低エネルギーのものが来ることを希望する。企業の形式は様々で、独資経営と、中外合弁、合作経営、原材料の加工、見本加工、部品のとりつけ、保証貿易などどんな形式のものでもかまわない。

(3) 輸出加工基地の優遇政策

輸出加工基地は厳格な法律手続により制訂された名プロジェクトには有利な投資を吸収できる優遇政策をとるべきである。法律の形式で投資者の合法的な権利を保障し、法治区として堅持してゆく。具体的な優遇政策と措置の内容は日本側からも参見意見を出してほしい。

(4) 輸出加工基地の管理機構と方式

現在青島市経済開発区に管理委員会を設けているが、これは市政府の出先機関であり、政府行政機構の権力を充分持つており、輸出加工基地の管理の任務を請負っている。管理方式は国際的な方法と経験を参考とする。

3. 日本側に対する希望

- (1) 我が国の輸出加工基地の建設を助成するため、今迄に日本側も多くのことをやったが、我が国政府も正式に青島に建設することに決めた。青島市の関係部門もそれに合せて準備作業を進めている。日本政府は出来るだけ早く具体的にアレンジし、青島市に一日も早く必要で実質的な準備を行ないたい。

- (2) 一日も早く輸出加工基地建設の正式調査をしてほしい。今回の調査をうまくやる為、青島市人民政府は許善義副市長自からこのことをやることに確定し、多方面の人員からなる専門グループを日本の専門家の実施に合わせて組織した。正式調査の日程、内容、方法については今回の預備調査の間に決めてほしい。

- (3) 輸出加工基地の建設に必要な資金は日本側から大々的に支持して、政府借款又は日本のその他の条件のよい優恵的な借款を提供してくれることを希望する。

我々は輸出加工基地建設の経験に乏しいので、以上の構想は討論等の参考にしてもらいたい。我々は代表団の意見と提案を十分に聴取したいと願っている。

沿海地域の経済発展戦略問題について

趙紫陽総書記が重要意見

〔北京1988年1月22日発新華社〕趙紫陽中国共産党中央総書記は昨年11月下旬から、2回にわたって上海、浙江、江蘇、福建などの沿海省、市の活動を視察した。趙紫陽氏は調査研究を基に、沿海地域の経済発展戦略問題について重要な意見を出した。そして「沿海地域の改革、開放、経済建設の情勢は大変よい。とりわけ外国からの投資が大幅に増え、外資導入、輸出・外貨獲得は好調ぶりを見せている。正しい発展戦略をとるならば、今後の一時期で沿海地域の経済水準は1歩大きく高まる可能性があることを大量の事実は物語っている」と指摘した。趙氏の発言内容次のとおり。

1. 有利なチャンスとわれわれの発展戦略

現在、わが国沿海地域の経済は、有利な発展のチャンスを迎えている。労賃条件の変化に伴い、先進諸国・地域はたえず産業構造を調整し、労働集約型産業は労賃の低いところへ移りつつある。この移動において、わが国の沿海地域は大いに吸引力をもっているはずだ。ここは労働力の賃金が安く、比較的資質が高く、交通が便利で、基盤施設もわりあい整っており、特に技術開発能力が比較的強い。これは優位性である。われわれが仕事をうまくやりさえすれば、大量の外資を誘致できる。

過去には何回か発展の好機を逃しており、今度は逃すべきでなく、切迫感をもって仕事をしなければならない。

現在のチャンスを危いで生かすため、沿海地域はこれに合った発展戦略をもたなければならない。全般的には、沿海の人口1億余から2億の地域がしかるべき指導のもと、計画的に、段取りを追って国際市場に向かい、国際交換と国際競争に一段と参加し、外向型（輸出指向型）経済を大いに発展させなければならない。これには戦略問題として対処する必要がある。

珠江デルタ、長江デルタ、閩南三角地帯を含むわが国沿海の地域、さらに山東半島と遼東半島が本当に国際市場に出て行って腕をふるい、活路を見出し、本当に外向型経済の軌道に移るならば、沿海地域経済の発展がはやまり、水準が上がるだけでなく、中、西部が強力に引っ張られるにちがいない。これは経済的にも政治的にも戦略的意味がある。

この発展戦略を実現するには、いくつかの要点をおさえなければならない。まず、労働集約型産業の振興を重視することである。わが国の人力資源は非常に豊富で、しかも賃金が安く、資質が比較的よい。この優位性を十分活かし、沿海地域で労働集約型産業および労働集約と知識集約結合型の産業を強力に発展させるべきだ。「委託加工」「加工貿易」は実際には製品を媒体とする労務輸出であり、積極的に発展させるべきだ。わが国は石炭が多く、発電ができる。沿海地域で電源開発を推進し、労働集約型産業の振興、外向型経済発展のため

のエネルギーを提供しなければならない。わが国には低賃金の豊富な労働力もあれば、石炭と骨材もあり、建材もあり、建材工業を興すことができる。これも大きな労働集約型産業だ。わが国の建材輸出には大きな潜在力と将来性がある。沿海地域の広大な農村では、国際市場の要求に従い、外貨獲得型農業を伸ばすよう努力すべきだ。労働集約型産業を大いに発展させると同時に、経済特別区、中心都市および条件のある一部のところでは、ハイテク産業を手がけてもよい。しかし、現在の全般的状況から見て、大勢としてはやはりまず労働集約型産業および労働集約、知識集約結合型の産業を発展させるべきだ。労働集約型産業は始めやすく、わが国沿海の多くの地方の現在の条件に適っている。

次に、沿海の加工業は「両端を外に置き」、大いに入れ大いに出すようにすべきだ。「両端を外に置く」とは生産・販売過程の両端（原材料と販売市場）を国際市場に置くことである。もし従来に行き方をとって国内の原材料だけに頼るならば、沿海地域の加工工業の原材料需要が増加し、内陸経済が日増しに発展するにつれ、沿海と内陸で原材料を争う矛盾が先鋭になるのは必至で、これでは行き詰まる。従って、沿海地域が国際市場から原材料を輸入し、加工し価値を付加したあと、製品を国際市場に出し、大いに入れ大いに出すことを提唱、奨励すべきである。地方が保留外貨を回転資金にあて、「加工貿易」を大だに繰り返すことを奨励すべきだ。もちろん、条件のあるところでは、輸入代替のための部品生産や原材料工業を徐々に発展させ、付加価値と輸出品の等級を高めるようにしてもよい。

外資利用の重点は外国投資におき、「3資企業」すなわち全額外資企業、合併企業、合作企業を大いに発展させるべきだ。こうすれば外資側にもわが方にも利益となる。外資側は進んで製品の品質、技術の更新、企業管理と製品の販路に意を注ぐので、われわれにとって有利である。

2. 貿位体制改革のテンポをはやめる

以上の経済発展戦略を実現するには、従来の貿易体制を改革して、地方と企業がいつでも輸出、輸入ができる環境と条件をつくらなければならない。

わが国の現行貿易体制の根本的問題は「大釜の飯」であり、この問題が解決されれば、大きな潜在力を発揮させることができる。

改革問題では細心、慎重でなければならないが、われわれはもう十分細心である。小平同志は何度も、少し度胸をすえろ、危険を恐れるなど言っている。小平同志の意見は非常に重要だ。いつもあれこれためらい、「足將に進まんとして趙趙（訳注…行きなやむさま）し、口將に言わんとして囁囁（言いかけてやめるさま）す」（注…韓愈〈李願の盤谷に帰るを送るの序〉から）であるならば、何事も成就せず、時間を無駄にすごすことになる。もちろん、冒険主義を主張しているわけではないが、決断すべきものは必ず決断しなければならない。

「大釜の飯」の問題は、決意をかためて解決しなければだめだ。

貿易体制の改革について、私は第13回党大会の報告で、「損益自己負担、規制の緩和、工業と貿易の結合、代理制の推進」という4つのことを言った。ここでカギは損益自己負担と規制緩和であり、損益自己負担が基礎である。損益自己負担という最も基本的な問題が解決しなければ、あれこれの改革はうまく進めようがない。損益自己負担を基礎に規制緩和の問題を解決してはじめて、生産と販売が結合し、工場は国際市場の勝負の中で鍛えられ、徐々に国際市場の千変万化に即応できるようになるのだ。

われわれは国内の価格体系が極めて不合理な状況下で改革を行っており、貿易改革の最大のネックはまさにここにある。このように複雑な現実のもとで、損益自己負担のよい案を出すのは容易なことではない。中央としては、むろんできるかぎりさまざまな要素を考慮し、少しでも合理的なものにするよう努めるべきだ。各地としては、多少の代価を払ってでもよい政策を手に入れる準備をし、勇敢に任務を引き受け、少し積極性をもつべきである。

貿易に関連して、もう2つの問題がある。第1、各地ができるだけ留保外貨から回転資金をひねりだすよう提案する。これは「大いに入れ大いに出す」のに必要な外貨運転資金をまかなうための有効な方法である。第2、農産物・副業産品危険基金を設立すべきだ。沿海地域の経済を国際市場と一層緊密に結びつけるとなると、国際市場の変動による影響をいかにして緩らげるかという問題がでてくる。国際市場のいくつかの商品は需要と価格がつねに大きく上下しており、われわれのように大きな国にはぜひ緩衝在庫が必要である。こうすれば国内価格を適度に安定させるとともに、国際市場の変動への抵抗力を高められる。

3. 企業のメカニズムを一層活性化し、郷鎮企業の新鋭軍としての役割を十分に発揮させる

沿海地域で外向型経済を発展させるには、政策、体制および企業メカニズム面の問題を真剣に解決しなければならない。われわれの政策の着眼点は、人の積極性を引き出し、潜在力を掘り起こし、みなに精一杯仕事をさせることであるべきだ。こうしてはじめて、沿海地域の外向型経済の発展には希望が生まれる。

ここ数年の実践が教えているように、よいメカニズムは無限の潜在力もっている。逆に、メカニズムが悪ければ、必ず幾重もの困難が生ずる。この2年、われわれは大中型企業の経営メカニズム改善で、多くの仕事をした。この面の仕事はなお着実に続け、大中小企業を全体として活性化する必要がある。ただ、わが国の現在の経済環境では、大中型企業を一気に大幅に活性化しようとしてもそれは難しい。だが小企業、主として郷鎮企業（農村工業）はメカニズムが非常によく、すぐに活性化する。沿海地域の郷鎮企業は大きな発展をとげると見られ、これは人間の意思では変えられないことだ。

郷鎮企業は生まれながらに、損益自己負担の体制をとっている。それは市場の中で成長したもので、競争できてこそ発展し、競争できなければ転業し、それでもだめなら閉鎖しなければならない。その競争意識、生き残り意識は特に強い。経営に柔軟性があり、構えが小さ

く、即応能力があり、サービス態度がよく、納期が短い。貿易企業は郷鎮企業との取引を強く希望し、外国業者も郷鎮企業との協力を希望している。一般的に、郷鎮企業は多くの余剰人員がおらず、完全利用生産をしている。激しい市場競争にさらされているため、郷鎮企業は一般に技術の進歩に意を注ぎ、新製品の開発を重視している。郷鎮企業のこうしたメカニズムは、輸出品の生産にとって大変有利である。そして国内市場の競争に適しているだけでなく、国際市場の競争にも極めて適している。

ここ数年、珠江デルタ、長江デルタ、山東半島、遼東半島で、郷鎮企業が大きな集団をなし、生気に満ちあふれ、急速に発展している。多くの郷鎮企業は粗末な条件下でスタートしたが、いまや様変わりしている。私は蘇州市呉江県で、スイス製の先進的設備を使った紡績工場を見た。建物を新築した工場も少なくない。郷鎮企業の工場建物や設備は、国営工場と比べ決して遜色がない。沿海地域の輸出・外貨獲得総額に占める郷鎮企業の割合は直線的に上昇し、郷鎮企業は労働集約型産業を発展させ、沿海地域を外向型の軌道に乗せ、輸出・外貨獲得を増やすための新鋭軍になっている。

郷鎮企業をさらに発展させるには、まず勤儉節約を旨とし、粗末なもので間に合わせる精神を引き続き発揚しなければならない。外向型経済振興の初期には資金が足りないのに、急いで間口を広げる必要はない。現有の工場建物、設備を十分活用し、原料や部品を輸入して加工、組み立てをやるべきである。製品が国際市場に進出し、資金が蓄積され、外貨がたまったら、新しい設備や基盤施設を整えればよい。こうすれば雪だるま式に大きくなっていく。次に、勤労大軍の高い資質、安い賃金という優位性を保持しなければならない。輸出品の国際競争力は、労働力の資質と労賃の高低に大きく左右される。外向型経済を発展させるためには、従業員の訓練を強化し、その資質向上に努めなければならない。当面は、賃金が安く資質の高い労働者を保持してはじめて、よりよく国際市場に進出し、不敗の地に立つ希望がでてくる。

4. 管理水準を着実に高め、外国の企業家が国際慣例に従って企業を管理できるようにする

沿海地域で経済発展をはやめるには、特に外向型経済へ転換するには、大きな努力を払って企業の経営管理を強化しなければならない。長期にわたり、労働規律がゆるみ、金や物資の管理が混乱している工場が少なくない。要するに、企業の経営管理の立ち遅れはかなり普遍的な現象で、この面での浪費は驚くべきものだ。外国と比べて、わが国の一部設備は遅れているが、しかし、もっと遅れているのは管理である。管理面の開きは、設備面の開きよりもっと大きい。労賃の安さ、技術開発の強さ、工場建物・設備条件のよさといった多くの優位性が管理の遅れによって相殺されることがよくある。この数年、改革の深まりに伴って、請け負いを基礎にした総合的品質管理(TQC)、全負荷操業法、工場内銀行など各地に管理の改良、強化面で少なからぬよい経験が生まれている。こういったよい経験をより大きい

範囲で紹介し推し広めるべきである。

企業の経営管理を根本から強化、改善するためには、強い決意で請負制を進めなければならない。請け負いによってはじめて、〈所有、経営の〉両権が真に分離され、工場長の経営権が真に強められる。私は沈陽で工場長と懇談して、工場長の危険負担が大きいほど権威があることを発見した。あるところでは集団危険負担方式を推進している。入札で請け負い、うまくいけばみな利益を受け、うまくいかなければ全体が危険を負い、賞与、福利が少なくなる。こうして皆がよくやらなければ私に影響し、私がよくやらなければ皆に影響し、相互に影響しあい、運命共同体になる。要するに、いったん請け負いと、多くの具体的な管理経験が生まれ、管理水準がそれとともに向上している。現在、進んだ工場も遅れた工場も潜在力が大きい。問題は経営管理面で、人の積極性を引き出すメカニズムが必要だということにほかならない。数年来の実践が証明しているように、請負制はこのようなメカニズムをもたらすことができる。

1つ1つの企業をいったんどのような方法で管理していくかは、実践の中で生みだしてよ。原則は有能な人に工場を管理させることだ。工場をよく管理する方法をもち、国家と従業員に利益を与えられるなら、その人にこの工場を管理させる。中国人でも、外国人でもよく、現地人でも外地人でもよい。大企業が小企業を管理してもよく、小企業が大企業を管理してもよい。方法は請け負い、リース、株取得である。100%の企業をいっぺんにこのようにはできないので、少しずつ消化していけばよい。まず3分の1でうまくいけば、破竹の勢いになる。

「3資企業」においては、外資側に直接管理させるべきだ。このうち全額外資企業はすべて外国投資家が直接管理している。合併、合作企業も、一定期間は、基本的に外資側に管理させるか、または外資側の管理を主とし、彼らに国際慣例に従って企業を管理させるべきである。いわゆる国際慣例とは、世界で行われている方法であり、労働者の一般公募、契約と規定に従った労働者の解雇などが含まれる。要するに、外国企業家が世界の大多数の国におけるのと同じように企業を管理できる環境をつくるのである。投資環境がよいかどうかは、第1に投資者が金をもうけられるかどうかで決まる。そのカギとなるのは外資側に企業を直接管理させ、彼らの管理権を尊重することである。中国側の適法な利益はむろん守るべきだ。外資側が企業をよく管理し、多く輸出し、多く金を儲ければ、われわれもその中からしかるべき利益を得られる。

以前は外資側に企業を管理させれば主権を失うという正しくない考えがあった。こうした考えは変えなければならない。現在、世界では国境を超えてプロの社長を招へいすることが普遍的現象となっている。西側先進諸国の大会社の社長も必ずしもすべて自国人であるとはかぎらない。わが国の国営企業にも、武漢のディーゼルエンジン工場のように、「外人工場

長」に管理してもらい、成功したところがある。まして合併・合作企業を外資側が管理することは、うまくいさえすれば、問題にすべきではない。

合併・合作企業を管理経験のある外資側に直接管理させるか、又は外資側が外国人で人材を招へいして管理するようにすれば、外資側にとってもわが方にとっても有利であり、利点が多い。第1に国内の古い体制の束縛を脱し、コネのしがらみを断って、厳格な管理を行うことができる。第2にそうした管理者は製品の品質、技術の更新、海外の販売市場により一層意を注ぎ、これらの問題を真剣に解決して、工場に収益をあげさせる。第3にこうした管理者が金をもうければ、より多くの外国投資を誘致できる。第4にわが国の近代的企業管理人材を養成できる。第5に労働者の隊列が訓練され、労働者の資質が向上する。

5. 科学技術の生産力転化を促し、強力な技術開発陣という優位性を十分に発揮させる

わが国の科学技術陣は比較的強力だ。発展途上国について見ると、わが国のように強力な科学技術陣を擁する国はまだ多くない。問題は、政策上、体制上の原因で、この優位性が十分に発揮されていないことだ。科学技術陣がもたらした発展加速の可能性が現実が変わっていない。科学技術の役割を十分に発揮させるには、当面2つの仕事をする必要がある。第1は請負経営責任制を通じて競争メカニズムを強化し、科学技術の進歩に対する企業の関心を促すこと、第2は科学技術の生産力転化を促し、科学技術を生産と製品輸出によりよく役立たせることである。そこで科学技術陣を動員し組織して、国際交換、国際競争への参与に寄付させるべきだ。科学技術者の積極的効果的な参与は、沿海の発展戦略の実現にとって非常に重要である。

小企業をばかにし、郷鎮企業で働くのは沽券にかかわるとする一部科学技術者の意識を改めるべきだ。実際、郷鎮企業は研究成果を最も吸収しやすいのである。科学技術と郷鎮企業の柔軟なメカニズムが結合すれば、いろいろなことができる。

研究と生産がバラバラな現象を打破すべきだ。研究機関の利益を研究成果と一層緊密に連動させ、研究成果で飯を食えるようにすべきで、こうすれば競争が生まれる。成果がすぐれ、社会で必要とされるほど、研究機関の運営は楽になる。このようにすれば、みな短期研究をし、長期研究をしなくなるという人もいるが、それは心配ない。現在、短期的な成果は多すぎるわけではなく、まだ非常に不十分だ。長期性をもつ課題、国や地方の発展に重要な影響を与える長期的研究課題は、各級政府が計画に入れて特に重視し支援するようにしてよい。このような重大課題を推が引き受けるかも、入札によるべきだ。

科学技術者が企業、特に技術集約型の産業を直接興すことを認めるべきだ。研究は得意だが、経営能力が劣るような人材は研究に専念し、自らの長所を発揮すればよい。また研究能力もあれば経営能力もあるような人は、直接、企業を営んでもよい。研究センターや学校の周辺に、知識集約型企業を設立し、研究成果を具体化し応用する企業を設けることは、研究

開発に大いにプラスになり、われわれの経済発展水準の向上にも大いにプラスになる。

いかにして技術活動を推進するとともに技術を生産力に転化し、技術成果を生産に応用するかは大きな課題であり、中央と地方はともにこれを重視し、真剣に検討し解決すべきである。

6. 沿海の経済発展加速とともに全国の経済安定をはかる

現在、留意すべき2つの矛盾がある。1つは新旧体制の転換過程での矛盾であり、1つは沿海の発展と内陸の発展との矛盾である。2つの矛盾を適切に処理するには、実践の中で模索し、実践の中で合理的な“枠”と最良の選択を求める必要がある。

わが国の内陸、沿海地域の経済、文化条件の格差は大きく、全国各地域の経済発展を同じようにはやくするのは不可能である。だが現在国際経済情勢はわれわれにとって比較的有利であり、沿海地域には多くの優位性もある。もしこのチャンスと優位性を利用して沿海経済の発展をはやめなければ、それは大変惜しいことであり、大きな損失である。しかし、全国については、経済を安定させなければならず、両者を統一する必要がある。

そこで、沿海地域が一層の改革、開放措置をとるとき、全国の経済安定との間に生じるおそれのある矛盾と摩擦を回避するよう留意することが求められる。特に物価問題に係わるときには、歩みを少し緩やかにし、内陸への衝撃と影響をできるかぎり減らすようにすべきだ。全国の経済を安定させるときは沿海に配慮し、沿海の発展でも全国に配慮しなければならない。

第2に、沿海地域は経済発展において内陸との原料、市場争奪を避け、必ず「両端を外に置く」ことと外向型経済への転化に努力しなければならない。沿海の優位性とは「両端を外に置く」ことが、外向型経済発展の有利な条件を備えていることにほかならない。沿海地域がこのことを堅持し、国際市場で腕を振るうようにさえすれば、内陸との矛盾は小さくなる。

第3に、沿海地域は外資利用にあたって、「3資」企業を興すことに重点を置き、外国の直接投資を重点的に誘致すべきである。こうすれば国の対外債務の総規模を減らすことができ、経済の安定に役立ち、経済収益もよい。特にできるかぎり外資を旧企業に誘致し、外資利用と旧企業の改造を結合して、現有の工場建物、設備で外国と合作を行うようにすべきで、なんでも別に新しくつくる必要はない。外資を誘致して旧企業を改造すれば既存の基礎があり、外資が主に中核技術に使われるため、わが方が必要とする付帯資金を大幅に減らすことができる。これは国が固定資産投資と金融の総規模を抑制するのに有利である。他方、これら旧企業の管理水準をはやく高め、できるだけはやく収益をあげるようにし、半分の労力で倍の成果をあげることもできる。沿海地域がこの仕事に真剣に力を入れれば、内陸と何の矛盾を生じることもなく、経済の安定とも矛盾せず、よいことばかりだ。

外資を導入して旧企業を改造し、しかも外資側に管理させるには、在来資産の合理的評価

管理要員の削減、余剰労働力の再就職といった問題を解決する必要がある。従って、外資導入で旧企業を改造すれば、付帯資金を節約し、旧企業の技術水準を比較的はやく高められるがかりでなく、企業の人事制度と労働制度の改革も促されるにちががなく、意義は大きい。経験を模策し、実行可能な方法を研究し、策定して、この仕事をしっかりやるべきだ。

第4に、沿海地域の経済を発展させるときは、少しでも多く現地で資金供給源を開拓しなければならない。財源開拓・支出節約、双増双節（増産節約と増収・支出節約）、経済収益の向上にとっては、これが最も重要である。沿海地域には管理しにくくしかも長い間赤字の小商店、小工場が多くあり、財政の「荷物」になっているが、これを競売によって集団、個人又はその他経営管理に長じた企業に売却してよい。競売後、これらの小企業自身の経営管理水準と経済収益は急速に向上するだろうし、国もこれによって大量の資金を回収して重点建設に回し、技術先進企業の発展に回すことができる。これは社会主義経済の力を大きくするのに役立つ。土地の有償使用も、一大財源である。また沿海の多くの都市で中古住宅を売却すれば、大量の資金を集めるとともに、住宅制度の改革を促すことができる。さらに株式制の実験を積極的に進め、短期資金をより多く長期資金に変え、建設資金の供給源拡大をはかるべきである。（完）

鼓勵外商投資政策文件匯編

國務院外國投資工作領導小組辦公室

一九八八年二月

目 录

一、国务院鼓励外商投资的规定.....	1 2 7
二、劳动人事部关于外商投资企业用人自主权和职工工 资、保险福利费用的规定.....	1 3 2
三、中华人民共和国海关对外商投资企业履行产品出口 合同所需进口料件管理办法.....	1 3 4
四、中国人民银行关于外商投资企业外汇抵押人民币贷 款的暂行办法.....	1 3 8
五、对外经济贸易部关于外商投资企业购买国内产品出 口解决外汇收支平衡的办法.....	1 4 0
六、对外经济贸易部关于外商投资企业申领进出口许可 证的实施办法.....	1 4 2
七、对外经济贸易部关于确认和考核外商投资的产品出 口企业和先进技术企业的实施办法.....	1 4 4
八、财政部贯彻国务院《关于鼓励外商投资的规定》中 税收优惠条款的实施办法.....	1 5 4
九、中国人民银行关于境内机构提供外汇担保的暂行管 理办法.....	1 5 7

十、国家工商行政管理局关于中外合资经营企业注册资 本与投资总额比例的暂行规定.....	160
十一、中国银行对外商投资企业贷款办法.....	162
十二、国务院关于对来华工作的外籍人员工资、薪金所 得减征个人所得税的暂行规定.....	168
十三、国家计划委员会关于中外合资、合作经营企业产 品以产顶进办法.....	169
十四、国家经济委员会关于中外合资、合作经营企业机 电产品以产顶进管理办法.....	174
十五、国务院关于修订《中华人民共和国中外合资经营 企业法实施条例》第八十六条第三款的通知.....	178
十六、中外合资经营企业合营各方出资的若干规定.....	179

国务院关于鼓励外商投资的规定

(一九八六年十月十一日)

第一条 为了改善投资环境，更好地吸收外商投资，引进先进技术，提高产品质量，扩大出口创汇，发展国民经济，特制定本规定。

第二条 国家鼓励外国的公司、企业和其他经济组织或者个人（以下简称外国投资者），在中国境内举办中外合资经营企业、中外合作经营企业和外资企业（以下简称外商投资企业）。

国家对下列外商投资企业给予特别优惠：

一、产品主要用于出口，年度外汇总收入额减除年度生产经营外汇支出额和外国投资者汇出分得利润所需外汇额以后，外汇有结余的生产型企业（以下简称产品出口企业）；

二、外国投资者提供先进技术，从事新产品开发，实现产品升级换代，以增加出口创汇或者替代进口的生产型企业（以下简称先进技术企业）。

第三条 产品出口企业和先进技术企业，除按照国家规定支付或者提取中方职工劳动保险、福利费用和住房补助基金外，免缴国家对职工的各项补贴。

第四条 产品出口企业和先进技术企业的场地使用费，除大城市市区繁华地段外，按下列标准计收：

一、开发费和使用费综合计收的地区，为每年每平方米五元至二十元；

二、开发费一次性计收或者上述企业自行开发场地的地区，使用费最高为每年每平方米三元。

前款规定的费用，地方人民政府可以酌情在一定期限内免收。

第五条 对产品出口企业和先进技术企业优先提供生产经营所需的水、电、运输条件和通信设施，按照当地国营企业收费标准计收费用。

第六条 产品出口企业和先进技术企业在生产和流通过程中需要借贷的短期周转资金，以及其他必需的信贷资金，经中国银行审核后，优先贷放。

第七条 产品出口企业和先进技术企业的外国投资者，将其从企业分得的利润汇出境外时，免缴汇出额的所得税。

第八条 产品出口企业按照国家规定减免企业所得税期满后，凡当年企业出口产品产值达到当年企业产品产值70%以上的，可以按照现行税率减半缴纳企业所得税。

经济特区和经济技术开发区的以及其他已经按15%的税率缴纳企业所得税的产品出口企业，符合前款条件的，减按10%的税率缴纳企业所得税。

第九条 先进技术企业按照国家规定减免企业所得税期满后，可以延长三年减半缴纳企业所得税。

第十条 外国投资者将其从企业分得的利润，在中国境内再投资举办、扩建产品出口企业或者先进技术企业，经营期不少于五年的，经申请税务机关核准，全部退还其再投资部分已缴纳的企业所得税税款。经营期不足五年撤出该项投资的，应当缴回已退的企业所得税税款。

第十一条 对外商投资企业的出口产品，除原油、成品油和国家另有规定的产品外，免征工商统一税。

第十二条 外商投资企业可以自行组织其产品出口，也可以按照国家规定委托代理出口。属于需要申领出口许可证的产品，按照企业年度出口计划，每半年申领一次许可证。

第十三条 外商投资企业为履行其产品出口合同，需要进口（包括国家限制进口）的机械设备、生产用的车辆、原材料、燃料、散件、零部件、元器件、配套件，不再报请审批，免领进口许可证，由海关实行监管，凭企业合同或者进出口合同验放。

前款所述进口料、件，只限于本企业自用，不得在国内市场出售；如用于内销产品，应当按照规定补办进口手续，并照章补税。

第十四条 外商投资企业之间，在外汇管理部门监管下，可以相互调剂外汇余缺。

中国银行以及经中国人民银行指定的其他银行，可以对外商投

资企业开办现汇抵押业务，贷放人民币资金。

第十五条 各级人民政府和有关主管部门应当保障外商投资企业的自主权，支持外商投资企业按照国际上先进的科学方法管理企业。

外商投资企业有权在批准的合同范围内，自行制定生产经营计划，筹措、运用资金，采购生产资料，销售产品；自行确定工资标准、工资形式和奖励、津贴制度。

外商投资企业可以根据生产经营需要，自行确定其机构设置和人员编制，聘用或者辞退高级经营管理人员，增加或者辞退职工；可以在当地招聘和招收技术人员、管理人员和工人，被录用人员所在单位应当给予支持，允许流动；对违反规章制度，造成一定后果的职工，可以根据情节轻重，给予不同处分，直至开除。外商投资企业招聘、招收、辞退或者开除职工，应当向当地劳动人事部门备案。

第十六条 各地区、各部门必须执行《国务院关于坚决制止向企业乱摊派的通知》，由省级人民政府制定具体办法，加强监督管理。

外商投资企业遇有不合理收费的情况可以拒交，也可以向当地经济委员会直到国家经济委员会申诉。

第十七条 各级人民政府和有关主管部门，应当加强协调工作，提高办事效率，及时审批外商投资企业申报的需要批复和解决

的事宜。由国务院主管部门审批的外商投资企业的协议、合同、章程，审批机关必须在收到全部文件之日起三个月以内决定批准或者不批准。

第十八条 本规定所指产品出口企业和先进技术企业，由该企业所在地的对外经济贸易部门会同有关部门根据企业合同确认，并出具证明。

产品出口企业的年度出口实绩，如果未能实现企业合同规定的外汇平衡有结余的目标，应当在下一年度内补缴上一年度已经减免的税、费。

第十九条 本规定除明确规定适用于产品出口企业或者先进技术企业的条款外，其他条款适用于所有外商投资企业。

本规定施行之日前获准举办的外商投资企业，凡符合本规定的优惠条件的，自施行之日起适用本规定。

第二十条 香港、澳门、台湾的公司、企业和其他经济组织或者个人投资举办的企业，参照本规定执行。

第二十一条 本规定由对外经济贸易部负责解释。

第二十二条 本规定自发布之日起施行。

(新华社1986年10月11日公布)

劳动人事部关于外商投资企业用人自主权 和职工工资、保险福利费用的规定

为了贯彻《国务院关于鼓励外商投资的规定》，保障外商投资企业的用人自主权，适当确定中方职工的工资、保险福利费用，特作如下规定：

一、关于外商投资企业用人自主权

(一) 外商投资企业可根据生产经营的需要，自行确定机构设置和人员编制，在所在地区劳动人事部门的协助下，自行招收、招聘职工，通过考核，择优录用。

外商投资企业所需要的工程技术人员和经营管理人员，在当地无法解决的，经所在省、自治区、直辖市劳动人事部门商得有关地区劳动人事部门同意，可到外地招聘。

(二) 外商投资企业经过考核，决定录用的在职工程技术人员、经营管理人员和技术工人，原单位应积极支持，允许流动。如有争议，由所在地区劳动人事部门裁决。

(三) 中方委派到外商投资企业工作的高级管理人员，应当是能够掌握政策、懂技术、会管理、勇于开拓，并能与外商合作共事的人员。有关部门对他们的工作应给予支持，在任期内，一般不得调动他们的工作；必须调动的，应征得董事会的同意。

(四) 外商投资企业对于经过试用或者培训而不合格的人员，

因企业生产技术条件发生变化而富余的人员，可以辞退；对于违反企业规章制度，造成一定后果的职工，可以根据情节轻重，给予不同的处分，直至开除。

二、关于职工工资、保险福利费用

(一) 外商投资企业职工的工资水平，由董事会按照不低于所在地区同行业条件相近的国营企业平均工资的百分之一百二十的原则加以确定，并根据企业经济效益好坏逐步加以调整。经济效益好的，工资可以多增；经济效益差的，可以少增或不增。

(二) 外商投资企业按照所在地区人民政府的规定，缴纳中方职工退休养老基金和待业保险基金。职工在职期间的保险福利待遇，按照中国政府对国营企业的有关规定执行；所需费用，从企业成本费用中如实列支。

(三) 外商投资企业按照所在地区人民政府的规定，支付住房补助基金，由企业中方用于补贴建造、购置职工住房费用。

(新华社1986年11月26日公布)

中华人民共和国海关对外商投资企业 履行产品出口合同所需进口料件管理办法

第一条 为鼓励外商投资企业履行其产品出口合同所需进口料、件加工复出口，扩大出口创汇，根据《中华人民共和国暂行海关法》和国务院关于鼓励外商投资的有关规定，特制定本办法。

第二条 外商投资企业应按本办法规定享受其优惠并承担报关、纳税义务，其进出口货物应如实向海关申报。为履行产品出口合同所需进口的机械设备、生产用的车辆，以及原材料、燃料、散件、零部件、元器件、配套件、辅料和包装物料（以下简称料、件）属保税货物，由海关实行监管。

第三条 本办法第二条所述进口机械设备、生产用车辆和料、件，免领进口许可证，海关凭企业合同或者进出口合同验放。

对外商投资企业用进口料、件加工复出口的产品，复出口时，海关根据对外经济贸易部关于外商投资企业申领进出口许可证办法的规定办理验放。

进口料、件，如用于内销产品，有关外商投资企业应当按照国家有关规定补办进口手续。其中属于实行进口许可证管理的商品还应向海关交验进口货物许可证。

第四条 本办法第二条所述进口的料、件，按实际加工出口产

品所耗用的进口料、件免征进口关税和工商统一税。

上述免税料、件包括进口直接用于加工出口产品而在生产过程中消耗掉的、数量合理的触媒剂、催化剂、磨料、燃料等。

进口的料、件，只限本企业加工出口产品使用，不得在国内市场出售；加工的产品因故经批准转为内销处理，对其所耗用的进口料、件应照章补税。对于生产过程中产生的副次品、边角余料，根据其使用价值酌情减免税。

第五条 外商投资企业生产由国家规定的主管部门批准的以产顶进目录内产品所需进口料、件，可比照本办法由海关作为保税货物进行监管，进口时缓办纳税手续。上述产品供应给国内用户时，再向海关补纳所用进口料、件的进口关税和工商统一税，并按照规定补办进口手续。

如国内用户从国外进口同类产品可以享受减免税优惠的，外商投资企业供应给该用户的上述产品，也可给予减免税优惠，但应按照国家有关规定交验经主管部门批准的减免税证件。

第六条 外商投资企业从有关部门的保税仓库中购进或委托其他企业代理进口的料、件，视同外商投资企业自行进口并按本办法的有关规定办理。

第七条 经营进料加工业务的外商投资企业，应持有关合同向所在地海关（或分工管理海关）办理备案登记手续，并由海关核发《中华人民共和国海关对外商投资企业履行产品出口合同所需进口

料件加工复出口登记手册》（以下简称登记手册）。有条件的企业经所在地海关核准，可以按海关对进料加工保税工厂的管理规定办理。

上述料、件进口和加工成品出口时，外商投资企业应持《登记手册》、进出口货物报关单一式三份、货物发票、装箱单等有关单证向进出境地海关申报。有关海关在《登记手册》上批注、签章后退回外商投资企业，凭以向所在地海关（或分工管理海关）办理核销手续。

第八条 外商投资企业对每个进口合同项下进口的料、件，在有关合同执行完毕后的两个月内，持《登记手册》和进出口货物报关单等有关单据向海关办理核销手续。

外商投资企业对料、件的进口、储存保管、提取使用和转厂加工，以及对加工制成品的库存、出口和内销等情况，应建立专门帐册并按季列表报送海关核查。对生产周期长的产品，经海关核准，可每半年报送一次。

第九条 用免税进口的料、件加工的产品，如经批准转为内销，外商投资企业应从批准之日起一个月内向有关海关补缴原免税进口料、件的关税和工商统一税。

第十条 外商投资企业免税进口的料、件，除因特殊原因经海关核准的以外，应从进口之日起一年内加工成成品并履行有关合同。

第十一条 进口的料、件于加工成品后如不直接出口而是转让给另一承接进料加工复出口的生产企业进行再加工、装配时，进口料、件的企业应会同该生产企业持凭双方签订的购销或生产加工合同等有关单据向海关办理结转和核销手续。该承接进料加工复出口业务的生产企业应按本办法的规定，申领新的《登记手册》，并遵守本办法的有关规定，接受海关监管。

第十二条 料、件进口后，如发生更改、转让、中止、撤销合同等情事，有关外商投资企业应及时向海关办理更改、转让、撤销登记等手续。

第十三条 为了便利外商投资企业以及承接进料加工复出口业务的再生产企业进行加工、出口业务活动，海关根据实际情况可以派出关员驻厂进行实际监管并可查阅有关帐册。上述企业应当提供办公场所和必要的方便条件。

第十四条 外商投资企业不得将作为保税货物进口的料、件及其加工的产品擅自转让、内销。如发现有关企业有擅自转让、内销以及其他违反本办法规定的违法行为，由海关依据海关法和国家有关法令、规定进行处理。

第十五条 本办法自一九八六年十二月一日起实行。

(新华社1986年11月28日公布)

中国人民银行关于外商投资企业 外汇抵押人民币贷款的暂行办法

根据《国务院关于鼓励外商投资的规定》，为开展外汇抵押人民币贷款业务，特制定本办法。

第一条 抵押贷款的对象。凡在中华人民共和国境内注册的中外合资经营企业、中外合作经营企业和外资企业，均可以其自有外汇（包括从境外借入外汇）作抵押，申请办理人民币贷款。

第二条 抵押贷款的用途。可以用于流动资金，也可以用于固定资产投资。

第三条 抵押贷款的种类和期限。抵押贷款分短期和中长期两种。短期抵押贷款的期限分三个月、六个月、一年。中长期抵押贷款为一年以上，最长不超过五年。

第四条 抵押外币的种类。用于抵押的外汇，目前限于美元、日元、港元、联邦德国马克和英镑五种。

第五条 抵押贷款业务除经济特区外，由中国人民银行委托中国银行和其它金融机构办理。

第六条 抵押贷款的申请。申请抵押单位应先到国家外汇管理局或其分局申报外汇、资金来源和数额，经核准后到中国人民银行指定的受托行办理贷款申请手续，填写借款申请书。

第七条 抵押贷款的发放。抵押单位提出的申请，经银行审查同意后，应与受托行签定《借款合同》。

第八条 抵押贷款的收回。贷款未到期，抵押单位不能提前归还。贷款到期后，抵押单位应归还原数额人民币贷款，受托银行退回原数额抵押外汇，不受汇率变动的影响。到期不能归还人民币贷款的，抵押外汇归中国人民银行所有。凡以境外借入外汇做抵押的，仍由抵押单位对原债务关系中的债权人履行偿还外债本息的义务。

第九条 人民币贷款数额的计算。银行对抵押单位发放的人民币贷款，最高不得超过抵押品按抵押日国家外汇管理局公布的人民币汇价（买入价）所计算的数额。

第十条 银行发放的人民币贷款与抵押单位付的抵押外汇，相互不计利息。

第十一条 本办法解释权属于中国人民银行。

第十二条 本办法自公布之日起实行。

（新华社 1986年12月12日公布）

对外经济贸易部关于外商投资企业购买 国内产品出口解决外汇收支平衡的办法

第一条 根据国务院有关规定，为帮助外商投资企业求得外汇收支平衡，经申请批准，允许购买国内产品出口以弥补本企业的外汇缺额，特制订本办法。

第二条 外商投资企业原则上应通过出口本企业的产品，达到外汇收支平衡。对于暂时存在困难的外商投资的生产性企业，可以在一定期限内申请购买国内产品（国家规定统一经营的商品除外）出口，以解决本企业的外汇收支平衡。

第三条 凡符合本办法第二条规定的外商投资企业，如需要购买国内产品出口解决外汇收支平衡的，应事先向企业所在地的省级对外经济贸易部门提出申请，说明当年需要购买国内产品出口弥补所需的外汇额度和相应的人民币金额、申请购买国内产品的名称、规格和数量、出口渠道等。

第四条 外商投资企业经批准购买国内产品出口的数量，仅限于弥补企业当年生产经营所需要的外汇和外方投资者汇出分得的利润，或企业结业清算所需汇出的外汇。

第五条 外商投资企业经批准购买国内产品出口解决外汇收支平衡，主要应在企业所在的省、自治区、直辖市购买产品；如需跨

省采购，应事前征得产地省级对外经济贸易部门同意。

第六条 外商投资企业经批准购买用于解决外汇收支平衡的国内产品，必须运往中国境外销售，不准在中国境内倒卖。

第七条 外商投资企业经批准购买用于解决外汇收支平衡的国内产品，本企业可以自行出口，也可以委托中国外贸公司代理出口。

第八条 除经批准由外商投资企业购买国内产品出口外，各省、自治区、直辖市、计划单列市（区）人民政府，在保证完成国家出口计划的前提下，可以通过有经营权的外贸公司组织本地区的产品出口，由此按照国家外汇留成规定所得的外汇额度，以规定比例给供货单位外，其余额，可以在当地外汇管理部门监管下，由地方人民政府专项用关调剂解决外商投资企业的外汇收支平衡。

第九条 本办法第三条规定的外商投资企业申请购买国内产品出口和第八条规定由省、自治区、直辖市、计划单列市（区）人民政府组织出口的产品，凡属于国家实行出口许可证管理的商品和国内有出口配额的商品，应报对外经济贸易部批准。其他商品由省级对外经济贸易部门批准，报对外经济贸易部备案。

上述审批部门应在收到申请之日起一个月内给予批复。经批准出口的产品，凡属于实行许可证的商品，应按照《对外经济贸易部关于外商投资企业申领进出口许可证办法》办理出口许可证手续。

第十条 本办法自公布之日起施行。

（新华社 1987年1月20日公布）

对外经济贸易部关于外商投资企业申领 进出口许可证的实施办法

第一条 为了简化办理进出口许可证手续，便于外商投资企业开展业务，根据《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》和《国务院关于鼓励外商投资的规定》，特制定本办法。

第二条 外商投资企业外国投资者作为投资而进口的设备和物料，属于实行进口许可证管理的商品，凭批准的该企业的进口设备和物料清单，领取进口许可证；不属于实行进口许可证管理的商品，海关凭原批准该企业的进口设备、物料清单验放。

第三条 外商投资企业为生产出口产品所需进口（包括实行进口许可证管理的）机械设备、生产用车辆（指运输用货车、特种车和客货两用车）、原材料、燃料、散件、零部件、元器件、配套件，免领进口许可证，由海关实行监管，凭批准成立企业的文件、合同或进出口合同验放。上述进口机械设备、生产用车辆、料、件，只限本企业生产自用，不得在国内转让出售；其进口料、件或用进口料、件所生产的产品，因特殊情况转为内销，应按本办法第四条规定补办进口手续。

第四条 外商投资企业在批准的经营范围内，为生产内销产品和国内经营业务所需进口的机械设备、生产用车辆、原材料、燃

料、散件、零部件、元器件、配套件，其中属于实行进口许可证管理的商品，凭确认的企业进口计划，每半年申领一次进口许可证；不属于实行进口许可证管理的商品，海关凭批准成立企业的文件、合同验放。

第五条 外商投资企业进口本企业自用的、数量合理的非生产物品，其中属于实行进口许可证管理的商品，由省级对外经济贸易部门核发进口许可证。

第六条 外商投资企业出口本企业生产的产品，其中属于实行出口许可证管理的商品，凭企业年度出口计划每半年申领一次出口许可证。

第七条 外商投资企业在本企业经营范围内出口本企业生产的、不属于出口许可证管理的商品，海关凭出口合同等有关证件验放。

第八条 外商投资企业经批准为解决外汇收支平衡，出口非本企业生产的产品，凡属于实行出口许可证的商品，凭批准文件申领出口许可证；不属于出口许可证管理的商品，海关凭出口合同等有关证件验放。

第九条 外商投资企业申领进出口许可证，均按对外经济贸易部公布的分级管理发证的品种，分别向有关发证机关申请办理。

第十条 本办法自公布之日起施行。

（新华社 1987年1月24日公布）

对外经济贸易部关于确认和考核外商投资 的产品出口企业和先进技术企业的实施办法

根据《国务院关于鼓励外商投资的规定》（以下简称《规定》），为确认和考核外商投资的产品出口企业和先进技术企业，特制定本办法。

第一条 在中国境内依法批准设立的中外合资经营企业、中外合作经营企业和外资企业，凡符合《规定》第二条的产品出口企业和先进技术企业，经确认和考核领取证明后，都可享受《规定》中的有关优惠待遇。

第二条 凡同时具备下列三个条件的外商投资企业，可确认为产品出口企业：

- 一、外商投资企业必须是生产出口产品的企业；
- 二、产品主要用于出口（包括企业自行出口，委托外贸公司代理出口及其它方式出口），年出口产品的产值达到当年全部产品的产值总额50%以上；
- 三、当年实现营业外汇收支平衡或有余（计算公式为：年末外汇收支余额 = 上年结转余额 + 本年实现营业外汇收入 - 本年营业外汇支出。具体收支项目按本办法附件规定计算）。

第三条 符合第二条规定的产品出口企业，凡当年出口产品的

产值达到企业全部产品的产值总额70%以上的，经年度考核合格后，可按《规定》的第八条享受优惠待遇。

第四条 凡符合下列条件的，可确认为先进技术企业：

外商投资企业采用的技术、工艺和主要设备，属于国家公布的鼓励投资的项目，具有先进性和适用性；是国内短缺的，或其产品是新开发的，或对国内同类产品能更新换代的，能增加出口或替代进口的。

第五条 一个企业同时具备产品出口企业和先进技术企业条件的，可择其一享受相应的优惠待遇。

第六条 产品出口企业和先进技术企业的审核确认机关是企业所在的省、自治区、直辖市或计划单列市的对外经济贸易部门或经济特区的人民政府（管理委员会）。但国务院各部门、直属机构举办的产品出口企业和先进技术企业，则统一由对外经济贸易部审核确认。

凡符合本办法第二、三、四条规定的外商投资企业，可分别向上述审核确认机关，提交下列文件，申请审核确认。

一、产品出口企业申请书或先进技术企业申请书（格式见附件）；

二、合同副本及批准文件；

三、项目可行性研究报告及批准文件。

第七条 各级审核确认机关收到第六条所列文件后，应在三十

天内完成审核事宜，予以确认或不予确认。对于先进技术企业的审核确认，应会同有关主管部门办理。

第八条 《产品出口企业申请书》、《先进技术企业申请书》和确认证书格式，由对外经济贸易部统一制定。确认证书分别由前款各级审核确认机关签署盖章。正本交申请企业留存，副本分送同级有关部门备案。各级审核确认机关出具的确认证书及企业申请书应报对外经济贸易部、国家经济委员会备案。

第九条 外商投资企业应按国家有关规定，自主编制企业年度出口计划，并定期编报出口实绩统计报表（计划统计报表格式见附件），报原审核确认机关，作为考核出口企业的依据。

第十条 对产品出口企业和先进技术企业，原审核确认机关要组织有关部门逐年进行考核。依据本办法第二、三、四条规定的条件和批准的合同，对企业出口计划、年度出口实绩以及技术指标、产品质量、国产化程度等方面检查考核。

第十一条 审核确认机关每年要将考核合格的产品出口企业和先进技术企业的名单汇编成册，通报有关部门。这些企业可继续在新的年度享受各项优惠待遇。如年终考核不合格的企业应补交本年度已享受产品出口企业或先进技术企业优惠待遇而减免的税费。

经确认的产品出口企业和先进技术企业在生产经营中连续三年考核不合格的，原审核确认机关应会同有关主管部门研究吊销产品出口企业和先进技术企业确认证明。

第十二条 深圳、珠海、汕头、厦门经济特区内的外商投资企业的确认考核办法，由经济特区的人民政府（管理委员会）根据本办法，结合经济特区的实际制订，报对外经济贸易部备案。

第十三条 自本办法公布之日起，对外商投资的产品出口企业和先进技术企业的确认和考核，一律照此实施。

（新华社 1987年1月27日公布）

注：本《办法》后附的《产品出口企业（先进技术企业）确认证书》、《产品出口企业（先进技术企业）确认申请书》、《一九八八年外商投资企业出口计划》、《外商投资的产品出口企业出口实绩考核报表》、《考核外商投资产品出口企业外汇收支平衡表》，新华社公布时没有发表，《人民日报》没有刊载。

附件：

产 品 出 口 企 业
(先进技术企业) 确 认 证 书

编号：

根据《国务院关于鼓励外商投资的规定》及有关的实施办法，
经审核， 企业的第 号《产
品出口企业（先进技术企业）确认申请书》，确认该企业为产品出
口企业（先进技术企业）。

特此证明。

印章（发证机关公章）

年 月 日

产 品 出 口 企 业

确 认 申 请 书

(先 进 技 术 企 业)

编 号：

致：

现送上经批准设立的 _____ 企业（投资方式）确
认申请书一式 _____ 份。该企业符合产品出口企业（先进技术企
业）的条件，特提请审查确认。

负 责 人：

申请单位（企业印章）

年 月 日

确认部门审查意见：

负责人：

（公章）

年 月 日

企业名称	中文:		
详细地址			
投资者	中方:		
	客商:		
企业投资总额	注册 资本	中方: 客商:	合作 年限
经营范围	生产 规模		
合同规定 出口产品 数量、金 额	企业引进 的主要工 艺设备技 术		
申报 文件			

一九八 年外商投资企业出口计划

企业名称：（合资、合作、外资）

外资计 1 表

投资方式：

金额单位：万美元、人民币万元

内 容	计 量 单 位	上 年 实 绩				一 九 八 年 计 划			
		数 量	单 价	金 额	数 量	单 价	金 额	其 中：	
								出 口 香 港	出 口 澳 门
		数	量	额	数	量	额	数 量	金 额
一、生产总值									
其中：主要产品	×								
	×								
二、出口总值									
其中：许可证商品	×								
	×								
	×								

主管：

制表人：

电话：

发出日期：

外商投资的产品出口实绩考核报表

1988 年 第 季度

产值: 万人民币
收汇: 万美元

填表单位:

产品名称 (或企业名称)	企业产品的产值			出口产 品		
	计 量 单 位	数 量	金 额	数 量	产 值	出 口 收 汇
合 计						
品 名						

发出日期

负责人签署

制表人

- 说明:
- 1、本表为考核产品出口企业而设置的报表。由企业按当年累计数填报，于季终七日内报原审核确认机关。
 - 2、企业产品的产值以人民币的当年出厂价计算，出口产品的产值也按当年出厂价计算。出口收汇按离岸价格折合万美元计算。
 - 3、产品名称栏合计按报告期全额填列。商品可列主要产品名。
 - 4、本表由各级审核确认机关汇总后于季终十日内报经贸部一式两份。汇总时，产品名称栏改为企业名称，按企业合计数分别列出汇总。年末将企业年报连同汇总表一起上报。

考核外商投资产品出口企业外汇收支平衡表

企业名称	收 支 项 目	金 额 (折 万 美 元)	备 注
一、	当 年 实 行 营 业 收 入 合 计 企 业 自 理 式 营 业 收 入 外 贸 代 方 经 营 生 产 人 员 费 用 支 出 其 它 产 品 年 口 方 事 还 利 当 上 期 生 产 当 进 外 外 偿 利 当 上 期		
二、	营 业 收 入 出 口 收 入 出 口 收 入 出 口 收 入 其 他 汇 支 件 外 料 工 资 流 动 资 金 本 息 流 息 差 额 结 存		
三、	营 业 收 入 出 口 收 入 出 口 收 入 出 口 收 入 其 他 汇 支 件 外 料 工 资 流 动 资 金 本 息 流 息 差 额 结 存		
四、	营 业 收 入 出 口 收 入 出 口 收 入 出 口 收 入 其 他 汇 支 件 外 料 工 资 流 动 资 金 本 息 流 息 差 额 结 存		
五、	营 业 收 入 出 口 收 入 出 口 收 入 出 口 收 入 其 他 汇 支 件 外 料 工 资 流 动 资 金 本 息 流 息 差 额 结 存		

说明：“生产经营其他外汇收入”包括对外销售服务收入和本企业产品替代进口的外汇收入，但不包括收购非本企业产品出口收汇和调剂外汇等收入。

“其它方式出口收汇”，包括国外买单国内提货，以外汇计价销售给各级外贸公司组织出口，以及以外汇计价售给友谊商店、华侨商店、外国驻华机构、外商投资企业等产品收汇。

财政部贯彻国务院《关于鼓励外商投资的规定》中税收优惠条款的实施办法

为了贯彻执行国务院《关于鼓励外商投资的规定》（以下简称《规定》）中有关的税收优惠条款，特制定本实施办法。

一、关于《规定》第七条“产品出口企业和先进技术企业的外国投资者，将其从企业分得的利润汇出境外时，免缴汇出额的所得税”，是指外国投资者从中外合资经营的产品出口企业和先进技术企业分得的一九八六年度及以后年度的利润汇出境外时，免征汇出额10%的所得税；对其在《规定》发布之日前汇出的一九八六年度预分利润，汇出时已缴纳的汇出额的所得税税款，应给予退税。外国合营者将一九八六年以前年度分得的利润汇出境外时，其汇出额的所得税仍按原规定执行。

二、关于《规定》第八条“产品出口企业按照国家规定减免企业所得税期满后，凡当年企业出口产品产值达到当年企业产品产值70%以上的，可以按照现行税率减半缴纳企业所得税”，适用于按照现行税法及有关规定，有减免企业所得税期限的产品出口企业和没有减免企业所得税期限的产品出口企业。

（一）上列产品出口企业，凡当年出口产品产值达到当年企业产品产值70%以上（含70%）的，须持凭审核确认机关出具的证明文件，经当地主管税务机关审查确认后，方可享受当年按现行税率

减半缴纳企业所得税的优惠。

(二) 对于一九八六年度被确认为产品出口企业，其一九八六年预缴的季度企业所得税税款，可在办理年度所得税汇算清缴时，多退少补。

(三) 上列产品出口企业减半后的企业所得税税率低于10%的，按10%的税率缴纳企业所得税。

三、关于《规定》第九条“先进技术企业按照国家规定减免企业所得税期满后，可以延长三年减半缴纳企业所得税”，适用于按照现行税法及有关规定，有减免企业所得税期限的先进技术企业和没有减免企业所得税期限的先进技术企业。

(一) 上列先进技术企业，按现行税法及有关规定减免企业所得税期限未届满的，可在该企业减免企业所得税期满后的第一年至第三年减半缴纳企业所得税；按现行税法及有关规定减免企业所得税期限已届满的，或没有减免企业所得税期限的，可从被确认为先进技术企业的当年至第三年减半缴纳企业所得税；对一九八六年以后新办的，凡是按现行税法及有关规定没有减免企业所得税期限的，可从该企业获利年度起的第一年至第三年减半缴纳企业所得税。

(二) 上列先进技术企业一九八六年预缴的季度企业所得税税款，可在办理年度所得税汇算清缴时，多退少补。

(三) 上列先进技术企业减半后的企业所得税税率低于10%的，按10%税率缴纳企业所得税。

四、关于《规定》第十条“外国投资者将其从企业分得的利润，在中国境内再投资举办、扩建产品出口企业或者先进技术企业，经营期不少于五年的，经申请税务机关核准，全部退还其再投资部分已缴纳的企业所得税税款。”是指外国投资者将其从企业分得的利润，在中国境内再投资举办、扩建产品出口企业和先进技术企业时，必须是一九八六年及其以后年度分得的利润；外国投资者用一九八六年以前年度的利润再投资的，仍按原规定执行。

五、对于一个外商投资企业在同一个年度内经审核确认机关批准其为产品出口企业和先进技术企业时，可允许该企业选择享受《规定》第八、九两条中的任何一条优惠，不能同时享受两种优惠待遇。对于先进技术企业三年减半征收企业所得税期满后，如符合《规定》第八条的，可享受该条的优惠。

六、中外合作勘探开发石油、贵重金属资源的企业的税收，不适用《规定》中的税收优惠条款。

七、各地区、各部门贯彻执行《规定》中的税收优惠政策，一律以本实施办法为准。

(新华社 1987年1月30日公布)

中国人民银行关于境内机构提供 外汇担保的暂行管理办法

一、为了促进对外经济技术合作、保证金融活动顺利开展、加强对外汇担保的管理，特制订本办法。

二、本办法所称外汇担保，系指担保人以自有的外汇资金向债权人承诺，当债务人未按合同规定偿付债务时，由担保人履行偿付义务的保证。

三、外汇担保的管理机关为国家外汇管理局及其分局（以下简称“外汇管理部门”）。

四、可以提供外汇担保的机构仅限于：

（一）法定经营外汇担保业务的金融机构；

（二）有外汇收入来源的非金融性质的企业法人。

金融机构提供的外汇担保总额和其对外债务总额累计不超过自有外汇资金的二十倍。

非金融机构提供的外汇担保总额不得超过其自有的外汇资金。

五、外汇担保的范围是：

（一）可为中国境内的按中国法律登记注册的企业提供担保，但不得对企业注册资本提供担保；

（二）未经国家外汇管理部门批准，不得为中国驻外企业提供外汇担保；

(三) 除外国机构或外资企业有等值的外汇资产作抵押外，不得为外国机构或外资企业提供外汇担保。

六、担保人提供担保前，应作好以下工作：

(一) 对担保项目的可行性分析研究；

(二) 掌握债务人的资信情况；

(三) 落实必要的反担保措施。

七、担保人提供外汇担保，应分别与债权人、债务人订立书面合同，订明担保人、债权人、债务人各方面的权利和义务。

八、根据需要，债权人有权要求担保人提供其财务报告和外汇收支情况等有关资料。

九、担保人提供担保后，债权人与债务人如需修改所担保的合同，还须取得担保人的同意。如未经担保人同意修改原合同，担保人的担保义务将自行解除。

十、担保人提供担保后，在其所担保的合同有效期内，一旦债务人未按合同规定履行其义务，担保人应履行担保义务。担保人履行担保义务后，有权向债务人进行追偿。

十一、担保人提供担保后，在担保合同的有效期内，如债权人未按合同履行其义务，担保人的担保义务自行解除。担保人有权要求债权人赔偿相应的损失。

十二、担保人出具担保后，有权对债务人的资金和财务情况进行监督。具体监督方式可由担保人和债务人协商订明。

十三、根据担保的实际风险，担保人有权要求债务人提供相应的抵押物并收取一定的担保费。

十四、境内机构出具担保后，必须在十天内将担保合同等有关资料报当地外汇管理部门备案。

十五、对违反本办法的机构和单位，外汇管理部门将视情节轻重，对其进行警告、罚款、取消经营外汇担保业务的处分。

十六、本办法的解释权属于国家外汇管理局。

十七、本办法自公布之日起实施。

（中国人民银行1987年2月20日公布，《人民日报》（海外版）刊载）

国家工商行政管理局关于中外合资经营企业 注册资本与投资总额比例的暂行规定

第一条 根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》及《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》，为了明确中外合资经营企业注册资本与投资总额的比例，特制定本规定。

第二条 中外合资经营企业的注册资本，应当与生产经营的规模、范围相适应。合营各方按注册资本的比例分享利润和分担风险及亏损。

第三条 中外合资经营企业的注册资本与投资总额的比例，应当遵守如下规定：

(一) 中外合资经营企业的投资总额在三百万美元以下(含三百万美元)的，其注册资本至少应占投资总额的十分之七。

(二) 中外合资经营企业的投资总额在三百万美元以上至一千万美元(含一千万美元)的，其注册资本至少应占投资总额的二分之一，其中投资总额在四百二十万美元以下的，注册资本不得低于二百一十万美元。

(三) 中外合资经营企业的投资总额在一千万美元以上至三千万美元(含三千万美元)的，其注册资本至少应占投资总额的五分之二，其中投资总额在一千二百五十万美元以下的，注册资本不得低于五百万美元。

(四) 中外合资经营企业的投资总额在三千万美元以上的，其注册资本至少应占投资总额的三分之一；其中投资总额在三千六百万美元以下的，注册资本不得低于一千二百万美元。

第四条 中外合资经营企业如遇特殊情况，不能执行上述规定，由对外经济贸易部会同国家工商行政管理局批准。

第五条 中外合资经营企业增加投资的，其追加的注册资本与增加的投资额的比例，应按本规定执行。

第六条 中外合作经营企业、外资企业的注册资本与投资总额比例，参照本规定执行。

第七条 香港、澳门及台湾的公司、企业和其他经济组织或者个人投资举办的企业，其注册资本与投资总额的比例适用本规定。

第八条 本规定自公布之日起执行。

(新华社 1987年3月1日公布)

中国银行对外商投资企业贷款办法

第一条 为支持外商投资企业的生产经营活动，扩大对外经济技术合作，有利于促进国民经济的发展，特制定本办法。

第二条 中国银行按照国家政策，本着安全、有利、服务的原则，对外商投资企业的建设工程及生产经营所需的资金提供贷款，优先支持经济效益好的产品出口企业和先进技术企业。

第三条 外商投资企业，即中外合资经营企业、中外合作经营企业和外资企业（以下简称企业），凡符合本办法第七条规定的贷款条件的，均可向中国银行申请贷款。

第四条 中国银行办理贷款，必须与借款企业签订借款合同，并加强贷款管理。

第五条 中国银行对企业办理下列贷款：

一、固定资产贷款。用于基本建设项目和技术改造项目的工程建设费，技术、设备购置费及安装费。贷款方式分为：

- （一）中短期贷款；
- （二）买方信贷；
- （三）银团贷款；
- （四）项目贷款。

二、流动资金贷款。用于企业在商品生产、商品流通及正常经营活动过程中所需的资金。贷款方式分为：

(一) 生产储备及营运贷款；

(二) 临时贷款；

(三) 活存透支。

三、现汇抵押贷款。中国银行按中国人民银行《关于外商投资企业外汇抵押人民币贷款的暂行办法》的规定办理。

四、备用贷款。根据企业申请的特定用途，经中国银行审查同意安排待使用的贷款。

第六条 贷款货币分为本币和外币两类。本币即人民币；外币包括美元、英镑、日元、港币、联邦德国马克以及中国银行同意的其他可兑换货币。

第七条 外商投资企业申请贷款应当具备以下条件：

一、企业取得中国工商行政管理机关发给的营业执照，并在中国银行开立帐户。

二、企业注册资本按期如数缴纳，并经依法验资。

三、企业董事会作出借款的决议和出具授权书。

四、企业固定资产投资项目，已由计划部门批准。

五、企业有偿还贷款能力，并提供可靠的还款、付息保证。

第八条 贷款期限的计算，自借款合同生效之日起，至合同规定的还清全部本息和费用之日止。

第九条 固定资产贷款期限，不超过7年，个别特殊项目经中国银行同意，可适当延长，但不得超过企业营业执照限定的经营期

结束前一年。

第十条 流动资金贷款期限，不超过12个月。

第十一条 人民币贷款利率按中国人民银行规定的国营企业贷款利率执行。

外币贷款利率，按中国银行总行制定的综合利率执行；也可以由借贷双方根据国际市场利率协商确定。使用外国买方信贷和其他信贷的利率，以其协议利率为基础加一定利差确定利率。

第十二条 人民币贷款按中国人民银行规定的计息期和计息办法执行；外币贷款按借款合同规定的计息期和计息办法执行。

第十三条 企业向中国银行申请贷款，按以下程序办理：

一、企业提出借款申请书，并根据所需借款的具体情况提供相应的证明和资料；

二、中国银行对企业的借款申请书及提供的证明和资料进行审查评估，经审核同意后，借贷双方协商签订借款合同。

第十四条 企业应当按照借款合同规定的时间、金额和用途使用贷款。

第十五条 企业向中国银行申请贷款，中国银行认为需要担保的，必须提供经中国银行认可的担保。

第十六条 企业向中国银行提供以下担保：

一、信用担保。企业向中国银行提供由资信可靠、有偿付债务能力的金融机构、企业及其他单位出具的保证偿付贷款本息的不可

撤销的保函。

二、抵押担保。由企业将其财产和权益抵押给银行，做为偿付中国银行贷款本息的保证。下列各项可以抵押：

- (一) 房产、机器设备；
- (二) 库存的适销商品；
- (三) 外币存款或者存单；
- (四) 可变现的有价证券及票据；
- (五) 股权及其他可转让的权益。

第十七条 抵押担保贷款，企业须与中国银行签署抵押文件。抵押文件须经中国公证机关公证。抵押物须向中国人民保险公司投足额保险。

中国银行认为必要时，企业应当提供信用加抵押担保。

第十八条 企业须按照借款合同的规定按期如数偿还贷款，支付利息和费用。

第十九条 企业在纳税之后的净现金收入，应当首先偿还固定资产贷款。

第二十条 对不遵守借款合同规定的企业，中国银行有权根据借款合同，视违约情节，采取以下措施以维护权益：

- 一、限期纠正违约事件；
- 二、停止发放贷款；
- 三、提前收回贷款；

四、通知担保人履行担保责任。

第二十一条 企业如未按期归还贷款本金和支付利息，信用担保贷款，由担保企业（单位）负责偿还所欠贷款本息和费用；抵押担保贷款，中国银行依据法律规定有权以抵押物折价或者以变卖抵押品的价款，优先得到偿付贷款的本息及其他欠款。

企业逾期未还的贷款，中国银行从逾期之日起加收20%至50%的罚息。

第二十二条 中国银行有权对企业使用贷款的情况进行检查。在还清贷款之前，企业应当向中国银行定期报送有关工程建设进度和生产、销售、财务等各项计划以及执行情况的报表、资料。企业业主为另一法人的，中国银行认为必要时，业主的年度财务报表，应当报送中国银行。

中国银行进行信贷检查时，企业应当如实反映情况并提供工作便利。

第二十三条 企业在还清贷款前，经营中的资金往来，除中国银行同意者外，均须通过在中国银行开立的帐户办理，不得擅自将资金转移到其他银行或者金融机构。中国银行认为必要时，有权要求企业开立“保管帐户”。

第二十四条 企业董事会或者业主有关财务方面的重大决议或者决定以及董事会的人事变动等，应当及时通知中国银行；企业的合营合同和合作合同及企业章程的重大修改和补充，如影响到中国

银行债权时，应当事先征求中国银行的意见。

第二十五条 除中国银行同意者外，企业与中国银行签订的借款合同及附件等法律文件的有效文字为中文，适用法律为中华人民共和国法律。

第二十六条 本办法的实施细则，由中国银行总行制定。经济特区内的中国银行，可根据其业务的具体情况，拟定细则，报中国银行总行批准后执行。

第二十七条 本办法自公布之日起施行。1981年3月13日国务院批准、中国银行公布的《中国银行办理中外合资经营企业贷款暂行办法》同时废止。

本办法施行以前中国银行与企业签订的借款合同，仍按原订条款执行。

(1987年4月7日国务院批准，1987年4月24日中国银行公布，1987年4月26日《人民日报》刊载)

国务院对于对来华工作的外籍人员工资、薪金所得减征个人所得税的暂行规定

第一条 为了促进对外经济合作和技术交流，鼓励外籍人员来华工作，根据《中华人民共和国第六届全国人民代表大会第三次会议关于授权国务院在经济体制改革和对外开放方面可以制定暂行的规定或者条例的决定》，制定本规定。

第二条 下列外籍人员的工资、薪金所得，依照《中华人民共和国个人所得税法》的规定应缴纳的个人所得税税额，减半征收：

(一) 在中国境内设立的中外合资经营企业、中外合作经营企业和外资企业中工作的外籍人员；

(二) 在外国公司、企业和其他经济组织的驻华机构中工作的外籍人员；

(三) 其他来华工作的外籍人员。

第三条 在中国境内工作的华侨，港澳同胞的工资、薪金所得应缴纳的个人所得税税额，比照第二条的规定减征。

第五条 本规定由财政部负责解释。

第四条 本规定自1987年8月1日起施行。

(新华社1987年8月15日公布)

国家计划委员会关于中外合资、合作经营 企业产品以产顶进办法

第一条 根据《国务院关于鼓励外商投资的规定》，为鼓励外商投资兴办先进技术企业，帮助企业解决外汇收支平衡，特制定本办法。

第二条 本办法适用于能够提供国内需要的先进技术，从事新产品开发，实现产品升级换代的生产型中外合资经营、合作经营企业（以下简称合资、合作企业）。

第三条 符合下列各项条件的，可申请以产顶进：

一、确属国内需要的技术先进型的合资、合作企业的产品，投产初期，在实现国产化进程中，外汇平衡出现暂时困难的；

二、上述企业生产的产品属于目前和今后几年中央、地方和部门需要进口的；

三、申请以产顶进的产品规格、性能、交货期和技术服务、培训应符合国内用户的需要，产品必须经过国家级产品质量检测中心鉴定，确认达到同类进口商品的质量标准，原则上价格不高于当时的国际市场价格。

第四条 凡要求以产顶进的企业，在申报项目建议书的同时，提出以产顶进的申请。在报送项目可行性研究报告时，必须明确合资、合作企业产品的内外销比例，以及国产化的进度，并对以产顶

进的可行性（包括分年顶替进口的产品数量和外汇金额）进行充分论证或评估。

第五条 按分级管理原则，合资、合作企业产品申请以产顶进，分别由中央、地方（部门）两级审批。中央审批的限额以上项目需要以产顶进的，由国家计委审批；地方和部门审批的限额以下项目需要以产顶进的，由地方计委和部门自行审批。

第六条 由国家计委审批的限额以上项目的以产顶进：

一、凡已列入国家批准的中长期中央进口计划的商品，除去对外已签长期贸易协议和必须安排进口的以外，还有可能供以产顶进的，在审批可行性研究报告时，可预批中央进口计划期内的以产顶进。

二、没有列入中长期中央进口计划的商品，原则上不预批以产顶进。但在年度中央进口计划中有这类商品进口且能以产顶进时，企业可向国家计委提出申请，批准后，由经贸部办理只在当年有效的以产顶进手续。

三、没有列入中长期和年度中央进口计划的商品，如当年地方有进口，企业可向地方计委提出申请，经批准后，由地方经贸部门办理以产顶进手续。

第七条 由地方、部门审批的限额以下项目的以产顶进：

一、凡已列入本省、自治区、直辖市的中长期和年度进口计划内可供以产顶进的商品，可由省、自治区、直辖市计委参照中央的

审批办法，预批和办理本地区进口计划期内的以产顶进。

二、没有列入本地区中长期或年度计划，但本地区或其他地区有进口的，可实行跨地区的以产顶进。企业可径向进口这一商品的省、自治区、直辖市计委申报，经批准后，由该省、自治区、直辖市经贸部门办理以产顶进手续。

三、部门用自有外汇进口的商品，企业可直接向该部门申请，经同意后，办理以产顶进手续。

第八条 上述经中央和地方计委（或部门）审批同意以产顶进的产品，属于在中长期进口计划内预批的，必须根据当年的进口计划情况，在年度中进一步核定落实。

凡经批准实行以产顶进的产品，国内用户在同等条件下，必须优先选用。

各级进口管理部门和进口审查部门，对合资、合作企业已能生产并符合以产顶进条件的产品，应指导和鼓励国内用户优先采购。

第九条 经批准的以产顶进产品，国内用户采购时，应按双方商定的条件，经国家外汇管理部门批准，向合资、合作企业支付全部或部分外汇。

第十条 机电产品的以产顶进，由国家经委制定并公布以产顶进目录和以产顶进管理办法，指导国内用户优先采购目录内的产品。

凡生产目录内产品的合资、合作企业可以参加中国机电设备招

标中心（或经国家经委批准的招标公司）组织的进口机电设备招标，中标的企业，由该中心出具证明，实现以产顶进。

第十一条 合资、合作企业生产以产顶进产品所需进口的料、件，按《对外经济贸易部关于外商投资企业申领出口许可证的实施办法》第四条规定办理进口手续；上述产品供应给国内用户时，按海关总署《中华人民共和国海关对外商投资企业履行产品出口合同所需进口料、件管理办法》第五条规定办理。

第十二条 经批准其产品实行以产顶进的合资、合作企业，必须做到：

- 一、严格执行合同中规定的出口比例和国产化进程的要求；
- 二、必须努力使产品的技术性能和质量保持先进水平；
- 三、按合同规定的数量、时间交货，因交货时间、交货数量和产品质量等问题造成用户经济损失者，要承担相应的经济责任；
- 四、为用户提供优质服务。

第十三条 合资、合作企业的产品一俟批准以产顶进后，不能再重复将这部分产品纳入国产物资分配计划。

第十四条 本办法由国家计委负责解释。

第十五条 本办法自公布之日起实行。

（国家计委1987年10月公布，《人民日报》（海外版）1987年10月31日刊载）

附：“七五”计划期间中央进口计划内可以实行以产顶进的商品

目录

- | | |
|------|--------|
| 1、钢材 | 7、橡胶 |
| 2、生铁 | 8、化肥 |
| 3、木材 | 9、木浆 |
| 4、铜 | 10、腈纶 |
| 5、铝 | 11、锦纶 |
| 6、锌 | 12、人造丝 |

国家经济委员会关于中外合资、合作经营 企业机电产品以产顶进管理办法

第一条 根据国务院批准由国家计委发布的《关于中外合资、合作经营企业产品以产顶进办法》的有关规定，特制订本办法。

第二条 凡具备下列各项条件的企业，可以申请将其产品列入《机电产品以产顶进目录》（以下简称目录）：

1、能够提供国内需要的先进技术，从事新产品开发，实现产品升级换代的中外合资、合作经营企业（以下简称企业），因外汇平衡出现暂时困难，需要给予扶持的；

2、企业生产的机电产品与国外同类产品的性能和质量相同，能满足国内用户的需要，售价不高于国外同类产品进口价（完税后价格）的；

3、企业生产的机电产品属于国内用户需要进口的；

4、企业按批准的合同履行外销责任。

第三条 凡要求产品以产顶进的中外合资、合作经营项目，应在报批可行性研究报告时对以产顶进的可行性进行充分的论证和评估。

第四条 企业投产后，其产品符合上述第二条的规定要求列入国家以产顶进目录的，由企业向产品归口部门提出申请，抄报国家经委、经贸部和当地经委。申请时，须附送机电产品以产顶进申请

表、产品质量证明文件、市场需求预测的调查报告，由产品归口部门审核签署意见，报国家经委会同国家外汇管理局审批，审批时间一般不超过两个月，并由国家经委公布实施。

第五条 需要目录内产品的用户可直接向企业订货，或由中国机电设备招标中心（或经国家经委批准的招标公司）按国家有关规定在国内组织招标，指导用户在国内选购，以代替进口。

第六条 企业销售国家以产顶进目录内的机电产品，经外汇管理部门批准，允许收取部分外汇，并要依据合同或可行性研究报告规定的国产化进度逐年递减。

第七条 企业生产国家以产顶进目录内的机电产品需要进口的散件、零部件、元器件、配套件和原材料，可由海关作为保税货物监管。国内用户直接从国外进口这类机电产品时享受减免进口税待遇的，企业生产的同类机电产品如售给这些用户时，所进口的料、件也可享受同样的减免税待遇。

第八条 本办法由国家经委负责解释。

第九条 本办法自公布之日起施行。

（国家经委1987年10月公布，《人民日报》（海外版）1987年10月31日刊载）

附件一:

第一批机电产品以产顶进目录

序号	产品名称和主要技术参数	生产企业名称
1	SPECTRUM—集中分散型控制系统 (含现场输入/输出装置, 每站1024bit数据采集装置, 顺序控制、编程控制装置, CRT操作站, 工业控制机)	上海福克斯波罗有限公司
2	MICONIC—B交调电梯 (额定速度1.6m/s, 载重100kg)	中国迅达电梯公司 上海电梯厂

注: 国家经委1月16日通知: 上表中第2项生产企业一栏中增加迅达公司北京电梯厂。

附件二:

机电产品以产顶进申请表

产 品 名 称				企 业 名 称			
可行性报告对以产顶进论证、评估的意见							
产品性能、规格和主要技术参数							
引进内容和引进方式							
产品技术和质量标准 (是否符合国家标准)							
产品鉴定时间、方式							
批量投产时间							
产品用途和特点							
属 何 类 企 业 (先进技术型)				合 资 年 限			
合同规定国内销售数量	19 年		19 年		19 年		19 年
国产化比例	19 年	%	19 年	%	19 年	%	19 年
申请收取外汇理由							
各省、自治区、直辖市、计划单列市经委(计经委)意见							
各省、自治区、直辖市、计划单列市外汇管理局意见							
产品归口部门意见							
备 注							

注:此表新华社公布时没有发表,《人民日报》(海外版)没有刊载。

**国务院关于修订《中华人民共和国
中外合资经营企业法实施条例》
第八十六条第三款的通知**

国务院于一九八三年九月二十日发布的《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》第八十六条第三款规定：“因汇率的差异而发生的汇兑损益，应以实现数为准，作为本年损益列帐。记帐汇率变动，有关外币各帐户的帐面余额，均不作调整。”现修改为：“因汇率的差异而发生的折合记帐本位币差额，作为汇兑损益列帐。记帐汇率变动，有关外币各帐户的帐面余额，于年终结帐时，应当按照中国有关法律和财务会计制度的规定进行会计处理。”

本修订自发布之日起施行。

（国务院一九八七年十二月二十一日发布）

中外合资经营企业合营各方出资的若干规定

第一条 为保护中外合资经营企业（以下简称合营企业）合营各方的合法权益，维护社会经济秩序，根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》及其他有关法规，制定本规定。

第二条 合营各方按照合营合同的规定向合营企业认缴的出资，必须是合营者自己所有的现金、自己所有并且未设立任何担保物权的实物、工业产权、专有技术等。

凡是以实物、工业产权、专有技术作价出资的，出资者应当出具拥有所有权和处置权的有效证明。

第三条 合营企业任何一方不得用以合营企业名义取得的贷款、租赁的设备或者其他财产以及合营者以外的他人财产作为自己的出资，也不得以合营企业的财产和权益或者合营他方的财产和权益为其出资担保。

第四条 合营各方应当在合营合同中订明出资期限，并且应当按照合营合同规定的期限缴清各自的出资。合营企业依照有关规定发给的出资证明书应当报送原审批机关和工商行政管理机关备案。

合营合同中规定一次缴清出资的，合营各方应当从营业执照签发之日起六个月内缴清。

合营合同中规定分期缴付出资的，合营各方第一期出资，不得低于各自认缴出资额的15%，并且应当在营业执照签发之日起三个

月内缴清。

第五条 合营各方未能在第四条规定的期限内缴付出资的，视同合营企业自动解散，合营企业批准证书自动失效。合营企业应当向工商行政管理机关办理注销登记手续，缴销营业执照；不办理注销登记手续和缴销营业执照的，由工商行政管理机关吊销其营业执照，并予以公告。

第六条 合营各方缴付第一期出资后，超过合营合同规定的其他任何一期出资期限三个月，仍未出资或者出资不足时，工商行政管理机关应当会同原审批机关发出通知，要求合营各方在一个月內缴清出资。

未按照前款规定的通知期限缴清出资的，原审批机关有权撤销对该合营企业的批准证书。批准证书撤销后，合营企业应当向工商行政管理机关办理注销登记手续，缴销营业执照，并清理债权债务；不办理注销登记手续和缴销营业执照的，工商行政管理机关有权吊销其营业执照，并予以公告。

第七条 合营一方未按照合营合同的规定如期缴付或者缴清其出资的，即构成违约。守约方应当催告违约方在一个月內缴付或者缴清出资。逾期仍未缴付或者缴清的，视同违约方放弃在合营合同中的一切权利，自动退出合营企业。守约方应当在逾期后一个月內，向原审批机关申请批准解散合营企业或者申请批准另找合营者承担违约方在合营合同中的权利和义务。守约方可以依法要求违约

方赔偿因未缴付或者缴清出资造成的经济损失。

前款违约方已经按照合营合同规定缴付部分出资的，由合营企业对该出资进行清理。

守约方未按照第一款规定向原审批机关申请批准解散合营企业或者申请批准另找合营者的，审批机关有权撤销对该合营企业的批准证书。批准证书撤销后，合营企业应当向工商行政管理机关办理注销登记手续，缴销营业执照；不办理注销登记手续和缴销营业执照的，工商行政管理机关有权吊销其营业执照，并予以公告。

第八条 本规定施行之日前已领取营业执照的合营企业，如合营各方或者任何一方未按照合营合同规定的出资期限缴付其出资的，应当在本规定施行之日起两个月内缴清按照合同规定应当缴付的出资。

在前款规定的期限内仍未缴清其出资的，可按照本规定第五条至第七条的规定办理。

第九条 在本规定施行之日前已领取营业执照的合营企业，如果合营各方未在合营合同中订明各自出资期限，并且未缴清出资的，合营各方应当在本规定施行之日起两个月内，按照本规定签订关于合营各方缴付出资期限的合营合同补充协议，报原审批机关审批，获准后，向工商行政管理机关备案。

前款合营各方在两个月内未签订缴付出资期限补充协议，又未缴清出资，致使合营企业自营业执照签发之日起无法筹建或者无法

开业满六个月的，原审批机关有权撤销对该合营企业的批准证书。批准证书撤销后，合营企业应当向工商行政管理机关办理注销登记手续，缴销营业执照；不办理注销登记手续和缴销营业执照的，工商行政管理机关有权吊销其营业执照，并予以公告。

第十条 中外合作经营企业各方的出资参照本规定执行。

第十一条 本规定自一九八八年三月一日起施行。

(一九八七年十二月三十日国务院批准，一九八八年
一月一日对外经济贸易部、国家工商行政管理局发布)

外商投資の製品輸出企業及び先進技術企業の
確認と審査に関する対外経済貿易部の実施弁法

「国务院の外国投資者の投資奨励に関する規定」(以下「規定」という。)に基づき、外商投資の製品輸出企業及び先進技術企業を確認し審査するため、特に本弁法を制定する。

第 1 条 中国国内に法に基づいて認可、設立された中外合資経営企業、中外合作経営企業及び全額外資企業で、「規定」第 2 条に適合する製品輸出企業及び先進技術企業は、確認及び審査を経て証明を取得すれば、「規定」の関係優遇措置を受けることができる。

第 2 条 下記の 3 条件を同時に備える外資系企業はすべて、製品輸出企業と確認することができる。

1. 外商投資企業が輸出製品を生産する企業であること。
2. 製品が主に輸出に回され(企業の直接輸出、貿易公司による委託輸出及びその他の方式の輸出を含む。), 輸出製品の年度生産額が当年度の全製品の生産総額 50% 以上であること。
3. 当年度の営業活動における外貨収支が均衡するかまたは余剰であること。

(計算公式: 年度末外貨収支残高 = 前年度繰越残高 + 当年度営業外貨収入 - 当年度営業外貨支出。具体的な収支の項目については、本弁法付属文書の規定に従って計算する)。

第 3 条 第 2 条の規定に適合する製品輸出企業は、当年度の輸出製品生産額が全製品の生産総額の 70% 以上に達した場合、年度審査に合格すれば、「規定」第 8 条に従って優遇措置を受けることができる。

第 4 条 下記の条件に適合する場合には、先進技術企業と確認することができる。
外商投資企業で採用された技術、生産技術及び主要装置が、国が公表した投資奨励項目に属し、先進性及び適用性を有し、国内で不足しているか、又は新製品を開発若しくは国内の同種製品の更新、世代交代を可能にするものであって、輸出を増やし又は輸入を代替することができる場合。

第 5 条 一企業が製品輸出企業及び先進技術企業の条件を同時に備えている場合には、何れか 1 つを選んで相応の優遇措置を受けることができる。

第 6 条 製品輸出企業及び先進技術企業の審査確認機関は、企業の所在省・自治区・直轄市若しくは計画単列都市の対外経済貿易部門又は経済特別区の人民政府(管理委員会)とする。ただし国务院の各部門、直属機関が設立する製品輸出企業及び先進技術企業は、対外経済貿易部が統一的に審査確認する。

第 2, 3, 4 条の規定に適合する外商投資企業は、それぞれ前記の審査確認機関に下記の書類を提出し、審査確認を申請することができる。

1. 製品輸出企業申請書又は先進技術企業申請書（書式は付属文書を参照のこと）。
2. 契約書の副本及び認可書類。
3. プロジェクトのFSRレポート及び認可書類。

第7条 各級の審査確認機関は第6条に掲げる書類を受理した後、30日以内に審査を完了し、確認又は否認をしなければならない。先進技術企業の審査確認は、関係主管部門と共同でしなければならない。

第8条 「製品輸出企業申請書」「先進技術企業申請書」及び確認証書の様式は、対外経済貿易部が統一的に定める。確認証書にはそれぞれ、前条の各級審査確認機関が署名、押印する。正本は申請企業が保管し、副本は同級の関係部門に各々送付して控えとする。各級の審査確認機関が発行した確認証書及び企業の申請書は対外経済貿易部、国家経済委員会に届け出なければならない。

第9条 外商投資企業は国の関係規定に従って、自主的に年度輸出計画を作成するとともに、定期的に輸出実績集計表を作成し（計画表、集計表の書式については付属文書を参照のこと）、輸出企業審査の根拠として、原審査確認機関に報告しなければならない。

第10条 原審査確認機関は、製品輸出企業及び先進技術企業について、関係部門を組織して毎年審査をしなければならない。この作業では第2、3、4条に定める条件及び認可した契約に照して、企業の輸出計画、年度輸出実績及び技術指標、製品の品質、産化率などについて検査・監査する。

第11条 審査確認機関は毎年、審査に合格した製品輸出企業及び先進技術企業の名簿を作成して、関係部門に通知する。これらの企業は新年度も引き続き諸々の優遇措置を受けることができる。年度末審査で不合格となった企業は、当年度に製品輸出企業又は先進技術企業の優遇措置を受けて減免された税金、費用を納付しなければならない。

確認を受けた製品輸出企業及び先進技術が、先進技術が、生産・営業について、3年連続して審査に合格しなかった場合には、原審査確認機関は、関係主管部門と共同で製品輸出企業及び先進技術企業の確認証明の取り消しを検討しなければならない。

第12条 深 州， 珠海， 厦門， 厚門経済特別区内の外商投資企業の確認審査規則は、経済特別区の人民政府（管理委員会）が本弁法に基づき、経済特別区の実情を考慮して制定し、対外経済貿易部に届け出る。

第13条 本弁法公布の日から、外商投資の製品輸出企業及び先進技術企業の確認及び審査は、一律にこれによって実施する。

（新華社 1987年1月27日公布）

注：本「弁法」に付属する「製品輸出企業（先進技術企業）確認証書」，「製品輸出企業

（先進技術企業）確認申請書」，「198 年外商投資企業輸出計画」，「外商投資の製品輸出企業輸出実績監査報告書」，「外商投資製品輸出企業外貨収支バランス審査表」は，新華社公布時には発表されず，『人民日報』にも掲載されていない。

付属文書

製品輸出企業
（先進技術企業） 確認証書

番号：

「国務院の外商投資奨励に関する規定」及び関連する実施規則に従い、審査の結果、
企業の第 号「製品輸出企業（先進技術企業）確認申請書により、当該企業が製品輸出企業（先進技術企業）である事が確認された。

よって此に証明する。

印（発行機関の公印）

年 月 日

製品輸出企業
（先進技術企業） 確認申請書

番号：

認可後設立された 企業（投資形式）確認申請書一式 部をここに送付する。当
該企業は製品輸出企業（先進技術企業）の条件に適合するものであり、特に審査確認を申請す
る。

責任者

申請企業（企業印）

年 月 日

確認部門審査見解

責任者：

（公印）

年 月 日

企 業 名 中文名：

詳細な所在地

投 資 者 中国側：

外資側：

企業総投資額 中国側：
登録資本 外資側：

合作期間

経 営 内 容

契約に定められた
輸出製品の数量
金 額

企業の導入する
主たる工法
設備・技術

提 出 書 類

一九八 年外商投資企業輸出計画

企 業 名：（合弁，合作，外資）

外資計1表

投資形式：

金額単位：万米ドル， 万人民币元

内 容	単 位	前年実績			一九八 年計画						
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	うち香港向け輸出		うちマカオ向け輸出	
								数量	金額	数量	金額
一、総生産高											
そのうち：											
主要製品											
××											
××											
二、輸出総額											
そのうち：											
証可証商品											
×××											
×××											

主管部問：

作表者：

電話：

提出年月日：

生産高：万人民元

外貨獲得：万米ドル

作表企業名：

製品名 (又は企業名)	単位	企業の 製品生産高		輸出製品		
		数量	金額	数量	生産高	輸出による外貨獲得額
合計品名						

提出年月日：

責任者署名：

作表者

- 注：1. これは製品輸出企業審査のため作成された報告書である。企業の当該年度の累計データをもとに記入し、四半期終了七日以内に原審査確認機関へ提出すること。
2. 企業製品の生産高は元建ての当該年度工場出荷価格により計算し輸出製品の生産高も当該年度の工場出荷価格により計算する。輸出により外貨獲得額はFOBで、万米ドルに換算する。
3. 製品名の欄の“合計”は報告時の金額を記入のこと。商品は主要品目を挙げればよい。
4. 本表は各級の審査確認機関がまとめて、四半期終了10日以内に経貿部へ1セット2部を提出する。まとめ作業の際、製品名欄は企業名に改め、各企業の合計数をそれぞれ列挙して、まとめる。年度末には企業年報と、まとめた表を同時に提出する。

外商投資の製品輸出企業輸出実績審査報告書

198 年 第 四半期

外商投資製品輸出企業外貨収支バランス審査表

企業名

収 支 項 目	金額（万米ドルに換算）	備 考
1. 当該年度に獲得した事業外貨収入合計 企業独自の輸出による外貨収入 対外貿易代理輸出による外貨収入 その他の形式の輸出による外貨収入 生産経営に係るその他の外貨収入 2. 当該年度の事業外貨支出合計 生産原料、部品輸入による外貨使用 外貨側人員の賃金 外交事務経費 生産流動資金返済の元金利息 利益株式配当 3. 当該年度収支差額 4. 前年度末外貨繰り越し金 5. 四半期末外貨繰り越し金		

※ 注：「生産経営に係るその他の外貨収入」は、外国向け販売、サービスによる収入と、当該企業製品の輸入代替により得られた外貨収入を含むが、当該企業以外の製品を購入し輸出したことによる外貨獲得や外貨調整等による収入は含まない。
 「その他の形式の輸出による外貨獲得」は、国外で決済し、製品の国内渡しを行なう。外貨建てで各級の対外貿易会社に販売し組織的に輸出させる。また、外貨建てで友誼商店、華僑商店、外国の中国駐在機関、外商投資企業に販売する等の形式による外貨獲得を指す。

中国銀行の外商投資企業向け融資弁法

- 第 1 条 外商投資企業の生産経営活動を支援し、対外経済技術合作を拡大し、国民経済の発展に資するため、ここに本弁法を制定する。
- 第 2 条 中国銀行は国家の政策に従い、安全、有利、サービスの原則にのっとり、外商投資企業の建設工事及生産経営に必要な資金について融資を行ない、経済的効率の良い製品輸出企業と先進技術企業を優先的に支援するものとする。
- 第 3 条 外商投資企業、即ち中外合資経営企業、中外合作経営企業及び外資企業（以下企業という）のうち、本弁法第七条に定める融資条件に適合するものは全て、中国銀行へ融資の申請をすることができる。
- 第 4 条 中国銀行が融資を行う際は、融資受け入れ企業と融資契約を結び、かつ融資管理を強化するものとする。
- 第 5 条 中国銀行は企業へ下記のような融資を行う。
1. 固定資産融資。基本建設プロジェクトと技術改造プロジェクトの工事建設費、技術、設備の購入及び据え付け費用として用いられる。融資形式は下記の通りである。
 - (1) 中期、短期融資
 - (2) バイヤーズ・クレジット
 - (3) シンジケートローン
 - (4) プロジェクトローン
 2. 流動資金融資。企業が商品生産、商品流通及び正常な経営活動のプロセスにおいて必要とする資金。融資形式は下記の通りである。
 - (1) 生産備蓄及び経営融資
 - (2) 臨時融資
 - (3) 当座貸越
 3. 外貨担保融資。中国銀行は中国人民銀行の「外商投資企業の外貨担保人民へ融資に関する暫定弁法」の規定に従ってとり行う。
 4. 予備融資の企業の申請した特定の用途に基づき、中国銀行が審査の結果融資に賛成し、使用される融資。
- 第 6 条 融資通貨は、本位通貨と外国通貨に分けられる。本位通貨は人民元、外国通貨は米ドル、ポンドスターリング、日本円、香港ドル、西ドイツマルク及び中国銀行が同意するその他の交換可能な通貨。
- 第 7 条 外商投資企業が融資を申請する場合は下記の条件を見えていなければならない。
1. 企業が中国商工業行政管理機関の発行した営業許可証を取得し、かつ中国銀行に口